

令和2年度 三重県経営方針

令和2年4月
三 重 県

目次

はじめに ～令和2年度の三重県経営にあたって～	1
1 新型コロナウイルス感染症への緊急対策	4
2 注力する取組	11
(1) 「命」「安全・安心」を大切にする三重	11
(2) 「包容力」「多様性」「持続可能性」を大切にする三重	19
(3) 「未来への希望」「挑戦」を大切にする三重	23
(4) 「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」を成功させる三重	33
3 政策展開の基本方向に沿った取組	35
(1) 守る	35
(2) 創る	38
(3) 拓く	41
4 行政運営	44
5 県民の皆さんからの信頼をより高めるために ～コンプライアンスの推進～	49
6 職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～	51
7 みえスマート改革宣言 2020	54

三重県経営方針について

- 「三重県経営方針」は、三重県政を推進するにあたっての基本となる毎年度の方針であり、「みえ県民カビジョン」を推進する「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」において起点となるPlan（計画）に位置するものです。
- 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」においては、人口減少への対応に重点的に取り組むとともに、社会経済情勢の変化や各施策の進捗状況等を的確にとらえ、機会を逃さずに重点化を図っていくこととしています。
- こうした考え方のもと、毎年度の「三重県経営方針」において当該年度の「重点取組」を記述し、機会を逃さず最大限の成果を得ることをめざします。
※「重点取組」については、「2 注力する取組」を中心に、その他の重要課題と一体的に記述しています。

はじめに ～令和2年度の三重県経営にあたって～

新しく幕を開けた令和の時代。未来への期待感が社会に息づいている一方で、新型コロナウイルス感染症が世界全体に広がり、県内における感染拡大について予断を許さない状況となっています。この国難ともいえる難局をオール三重で乗り越えていかなければなりません。

また、令和2年度は、三重県にとって「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（以下、「第三次行動計画」という。）をはじめ、今後の県政運営の指針となる多くの中期的な計画がスタートする区切りの年となります。

県民の皆さんとの「協創」を一層進め、政策の実行力を高めながら、さまざまな課題と対峙していく必要があります。

（令和2年度を巡る状況）

いまだ終息の兆しが見えず、猛威をふるう新型コロナウイルス感染症が県民の皆さんの生活や県内経済に重大かつ深刻な影響を与えている中、国に先駆けて必要な対策を講じてきましたが、非常事態への危機管理対応が、今まさに正念場を迎えています。

また、令和元年度を振り返ると、伊勢湾台風から60年、昭和東南海地震から75年の節目を迎え、県民の皆さんと過去の災害の教訓を振り返るとともに、過去最多となる記録的短時間大雨情報の発表など頻発する豪雨災害等の脅威に対する備えの重要性を再認識しました。一方で、4月には、上皇上皇后両陛下が平成最後の地方への行幸啓として、また11月には、天皇皇后両陛下が「即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀」のため、ご来県され、「令和」の幕開けにふさわしい節目となりました。

ゴールデン・スポーツイヤーズの2年目を迎える今年の夏、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催される予定でしたが、遅くとも令和3（2021）年夏までの実施に向けて、検討されることになりました。新型コロナウイルス感染症という難局を克服し、開催される東京2020オリンピック・パラリンピックでは、本県ゆかりの選手のみならず、さまざまな国・地域から参加する多くの選手が活躍し、輝く姿を目の当たりにすることで巻き起こる熱気・盛り上がり地域活性化や三重の魅力発信に生かすとともに、同時期となる令和3年に開催される、「ときめいて人 かがやいて未来」を大会スローガンに掲げる三重とこわか国体・三重とこわか大会へとつなげていく必要があります。

また、人口減少、超高齢社会の進行が加速し、これまでの社会モデルが通用しない時代に突入している中で、グローバル化の進展、相次ぐ「想定外」の大規模自然災害や新たな感染症の脅威、人生100年時代の到来への対応、生きづらさを感じている人への支援など、さまざまな課題を解決していくためには、これまでにはない新しい

アプローチが必要になっています。

一方、高速、大容量の次世代移動通信システム（5G）のサービスが今春から開始されるなど、飛躍的な技術革新を背景に、私たちの暮らしや地域の姿が変わろうとしています。

さらに、ESG 投資¹の増加等にみられるように、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組は、持続的な成長や企業価値の向上に貢献するものであり、SDGs は全ての国・地域、そして世界に住む一人ひとりに関わる共通の言語として普及しつつあります。

（Society 5.0 と SDGs の視点）

こうした時代潮流をとらえて、第三次行動計画では、Society 5.0 と SDGs の視点を取り入れて、「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」の実現をめざすこととしました。

AI 等の新たな ICT（情報通信技術）を活用した自動運転や MaaS（Mobility as a Service）²、空の移動革命（空飛ぶクルマ）等の次世代モビリティを活用した取組、データ利活用による課題解決、スマート自治体への転換、県立学校における ICT 環境の整備など、人間中心の超スマート社会をめざす Society 5.0 を支える技術を活用した取組や人材育成に向けた取組、経済・社会・環境の3つの側面からの統合的な取組に挑戦することにより、三重県を取り巻く複雑かつ多岐にわたる課題を解決し、全ての県民の皆さんにとって、快適で活力に満ちた質の高い生活の実現につなげていきます。

（令和2年度の取組）

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び県民の皆さんの不安解消のため、感染拡大防止策や緊急経済対策にオール三重でしっかり取り組んでいきます。

また、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」を含むこれまでの行財政改革取組の成果を生かしつつ、「第三次三重県行財政改革取組」に基づき、引き続き持続可能な行財政運営に取り組むとともに、スマート自治体をめざす取組等について、新たなステージに進めていきます。

さらに、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の残された課題や新たな課題に的確に対応し、県民の皆さんの命や暮らしを共に支え合う取組を進化させるとともに、

¹ ESG 投資：従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資。企業経営のサステナビリティ（持続可能性）を評価するという概念が普及し、気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価するベンチマークとして、国連の持続可能な開発目標（SDGs）と合わせて注目されています。

² MaaS：出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービス。

一歩前へと踏み出し、輝く未来、新しい時代へのブレイクスルーをめざす取組にも果敢に挑戦していくこととします。

こうしたことを踏まえ、次のとおり、新型コロナウイルス感染症への迅速かつ機動的な緊急対策を講じるとともに、「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」の実現に向けて、4つの柱に沿った取組に注力していきます。

○新型コロナウイルス感染症への緊急対策

○注力する取組

- 1 「命」「安全・安心」を大切にする三重
- 2 「包容力」「多様性」「持続可能性」を大切にする三重
- 3 「未来への希望」「挑戦」を大切にする三重
- 4 「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」を成功させる三重

1 新型コロナウイルス感染症への緊急対策

世界的な広がりを見せている新型コロナウイルス感染症は、本県においても令和2年1月30日に患者が確認されて以降、3月に入って近親者間での感染例も確認されました。また、国内で小規模患者クラスター（集団）や感染経路が明らかではない患者が確認されるなど、今後も感染拡大に予断を許さない状況が続いています。

このため、県ではこれまでに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、県民の皆さんの不安解消及び感染症による影響の回避や軽減という観点から、「検査・相談・医療体制の充実」「学校等の人が集まる場所における感染拡大防止対策とそれに伴う影響を緩和するための対応」「県内経済への影響を回避・軽減するための対応」及び「早急かつ丁寧な情報提供」に取り組んできました。

しかしながら、感染拡大の終息に向けた兆しが見えない中、世界的な株安の動きや中国経済の停滞、イベント・旅行等の延期・中止、学校の臨時休業等に伴う売上や受注の急減、生産活動の停滞、雇用の調整などの課題が、さまざまな業種の県内企業における事業活動にとどまらず、広く県民生活にも大きな影響を与えており、県内経済の基盤が揺らぎかねない状況にあります。

この難局を乗り越えるため、全ての当事者と強い危機感を共有し、国の緊急対応策等と連動しつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策と県内経済に与えるさまざまな影響への対応を中心に、強い決意を持ってオール三重で進めていきます。

なお、刻一刻と変化する状況に対応するため、緊急度に応じて順次対策を追加するとともに、感染拡大の終息の兆しが見える時期には、中小企業・小規模企業をはじめとする県内企業が再度事業を成長の軌道に乗せていく取組を中心とした対策を大胆かつ速やかに打ち出していきます。

検査・相談・医療提供体制の充実

- ・ 県民の皆さんの不安をしっかりと受け止め、その不安を解消し、今後の感染拡大を防止するため、検査・相談・医療提供体制の充実に取り組みます。
- ・ PCR 検査が必要となった際に迅速かつ確実に検査が実施できるよう、関係機関と連携し、必要な試薬の確保や PCR 検査が可能な医療機関等の拡充に取り組んでいきます。
- ・ 地域でのさらなる感染拡大に備え、新型コロナウイルス感染症対策協議会等を通じて市町や関係機関との連携を強化するとともに、患者数が増加した際には、感染症指定医療機関以外の医療機関においても入院患者の受入れを行っていく必要があることから、患者の重症度に応じて、入院ができるよう病床の確保を進めていきます。
- ・ 県民の皆さんの不安や悩みの解消に向けて、県庁及び県内の全ての保健所に設

置している電話相談窓口、全ての保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」並びに「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」を通じて、県民の皆さんからの相談に寄り添い、丁寧な対応に取り組めます。

学校等の人が集まる場所における感染拡大防止対策とそれに伴う影響を緩和するための対応

- ・ 県立学校においては、国から示されたガイドラインも踏まえ、感染拡大のリスクを高める3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避する対策を講じたうえで、新学期から教育活動を再開します。また、各小中学校等においても、新学期を始めの準備が行われるよう、各市町教育委員会あて依頼しました。
- ・ 県立学校における感染防止に要するマスクについては、急遽必要となる場合に備えて、手指の消毒液等必要な消耗品と併せて配備を進めます。
- ・ 県立学校においては、子どもたちの健康状況の把握を行うとともに、一人ひとりの状況に応じて必要な学習支援や進路指導を行っており、今後とも学校からの要請による指導主事の派遣や学習教材の紹介を行うなど、各学校における効果的な学習支援等が図られるよう取り組んでいきます。
- ・ 小中学校においても、学習に著しい遅れが生じないように、課題を子どもたちに配付し、家庭学習を促すとともに、家庭訪問等により、定期的に子どもたちの状況把握を行っており、今後とも県教育委員会と市町教育委員会が連携して各学校の状況を把握し、一人ひとりの状況に応じた学習支援を行います。
- ・ 児童生徒や保護者の不安や悩みに寄り添った支援を行うため、県教育委員会において各種相談を実施するとともに、児童生徒の心のケアのため、確実かつ適切にスクールカウンセラーを派遣できる体制を整えます。
- ・ 放課後児童クラブ及び放課後等デイサービスについて、これまで学校の臨時休業に伴う午前中からの繰り上げ開所等の対応を行ってきましたが、新学期以降も状況に応じて、利用する子どもたちやその保護者、現場の皆さんが不安にならないよう、今後とも市町や関係機関と連携し、対応していきます。
- ・ 高齢者施設における感染防止を図るため、各施設に対して感染防止対策の周知・徹底を行うとともに、新型コロナウイルス感染症が実際に発生した場合の対応方法等を掲載した、関係者向けのわかりやすい手引きを作成します。
- ・ 県立文化施設等や県主催のイベントの運営については、感染状況や国の動向等を踏まえ、注意深く警戒を続けながら、取りうる限りの感染防止対策を徹底していきます。

情報提供等

- ・ 県民の皆さんの不安解消や感染拡大防止のため、手洗い・手指の消毒等の感染予防方法、電話相談窓口、「帰国者・接触者相談センター」等の相談体制に関する周知啓発など、多言語（6か国語）による三重県情報提供ホームページ「MieInfo」を含め、あらゆる媒体を駆使して、わかりやすく、かつきめ細かな情報発信を行っていきます。
- ・ 県民の皆さんが自主的に対策を講じるうえで重要なリスク情報の発信にあたっては、接触者の行動歴等の調査を確実に行うとともに、患者の方に過度な精神的負担をかけないように、患者本人及びその他関係者の方の人権の尊重や個人情報保護に関する部分に最大限配慮しつつ、今後とも三重県独自の判断として、随時、早急かつ丁寧に積極的な公表を行っていきます。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国において緊急事態宣言が発令され、都道府県知事が状況に応じて、住民の外出自粛の要請、学校等の施設や催し物の制限の要請等の緊急事態措置を行う場合に、県民の皆さんの権利制限に関する部分や人権等に最大限配慮を要する部分があることから、市町や関係機関・団体等、関係者の皆さんと連携し、緊急事態措置の内容やその対象範囲等について、丁寧に検討を行っていきます。

県内経済への影響を回避・軽減するための対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症が県内経済に与えるさまざまな影響に対応するため、令和2年3月13日、国の緊急対応策と連動しつつ、事業費ベースで総額約11億円の緊急経済対策を打ち出しました。引き続き、「事業活動への支援」、「生活者支援」、「制度の弾力的運用」の3つの柱に基づく大胆で思い切った取組を、市町、県内経済団体、金融機関等全ての関係機関による「オール三重」の体制で、スピード感をもって実行していきます。
また、刻一刻と変化する状況に対応するため、今後、国が打ち出す経済対策など、状況を注視しつつ、緊急度に応じて順次対策を追加していきます。
さらに、感染拡大の終息の兆しが見える時期には、サプライチェーンの多角化に資する海外展開支援やリモートワーク誘致、観光や農林水産物の需要を喚起するようなキャンペーン展開など、中小企業・小規模企業をはじめとする県内企業が再度事業を成長の軌道に乗せていく取組を中心とした対策を検討し、大胆かつ速やかに打ち出していきます。

（事業活動への支援）

- ・ 県の中小企業融資制度「セーフティネット資金」及び「リフレッシュ資金」の融資枠を90億円から約4倍の362億円に拡大するとともに、事業者が負担

する信用保証料に対して、リーマンショック時を上回る水準の最大 0.4%の上乗せ補助を行うなど、中小企業・小規模企業の資金繰りを支援していきます。また、県内中小企業・小規模企業の経営相談等について、新たに設置した「新型コロナウイルスに関する中小企業者等向け経営相談窓口」を通じて、県の融資制度の案内など、きめ細やかな対応を行います。

- ・ 農業者や漁業者の経営改善や経営安定を図るため、農業経営近代化資金の融資枠を 12 億円から 22 億円に拡大するとともに、漁業経営維持安定資金の利子、保証料を県単独で一部助成し、融資枠を 1 億円から 10 億円に拡大するなど資金繰りを支援します。また、農林漁業者の経営安定、資金繰りに関する相談等について、新たに設置した経営支援相談窓口を通じて、きめ細かな対応を行います。
- ・ 売上減少により資金繰り等に影響を受けた旅館・ホテル、飲食業、食品卸売業など食関連産業を中心とした中小企業・小規模企業が、今回の難局を乗り越えるために三重県版経営向上計画を策定し、経営力の向上をめざす取組に対して、事業費補助と専門家派遣のパッケージ支援を行います。
- ・ 中小企業・小規模企業の事業継続力強化の観点から、テレワークの拡大に向けて、専門家派遣や国制度の活用支援を実施するとともに、新卒者確保に支障が生じないように、関係団体等と連携し、オンラインによる企業説明会の実施などを支援します。
- ・ 下請取引について、仕入れの遅れや納期の延期等に柔軟に対応するなどの配慮を国と連動して産業界へ要請するとともに、下請企業の相談窓口の周知を図ります。
- ・ 修学旅行・遠足等のキャンセルによる影響を緩和し、観光事業者への支援につなげるため、県内観光施設等への修学旅行、遠足等を想定していた時期に実施できない場合、「中止ではなく延期とする」よう、引き続き市町に協力を要請します。
- ・ 医療機関への支援として、感染拡大に伴う患者の増加を見据え、入院患者の受入対応力の向上を図るため、人工呼吸器や人工肺（ECMO（エクモ））の設備整備を支援します。
- ・ 高齢者施設への支援として、介護施設内を消毒する必要が生じた際に事業者の財政的負担が発生しないよう、必要経費等を支援します。
- ・ 高齢者や障害者支援施設等における感染拡大防止のため、多床室を区切り個室化を行う大規模修繕等を支援します。
- ・ 児童養護施設等への支援として、学校の臨時休業に伴い施設での生活時間が長くなることにより生じた、日中の職員体制を確保するための新たな経費を支援します。

- ・ 県民の皆さんの安全・安心を確保するため、全国的に不足しているマスクや消毒液について、民間事業者等からの寄附や国からの支援策の活用、国への要望を通じて、医療機関、社会福祉施設等、卸売市場、と畜場、公共交通事業者、学校等の教育機関、県立文化施設等への配備に向けて取り組めます。

(生活者支援)

- ・ 学校の臨時休業等の影響などにより収入減少があった世帯への支援として、貸付上限額の拡大等の特例措置がなされた緊急小口資金等の貸付制度について、三重県社会福祉協議会と連携して周知を図ります。
- ・ 貧困家庭に食糧を届けている民間団体等との連携により、子どもへの食の支援に取り組めます。
- ・ 新卒者の内定取消や非正規労働者の雇止め等を防止し、雇用を確保するため、啓発等を実施するとともに、新型コロナウイルスに関する特別相談窓口を設置している三重県労働相談室の開所時間を拡大します。また、津高等技術学校での在職者訓練の受講者受入れ枠を拡大します。
- ・ 外国人住民等からの相談に丁寧に対応するため、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」の運営費に対する国の補助制度を活用し、相談員の増員などにより相談体制を充実します。
- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づき、家計や仕事、住まい等の課題等に対して、各種貸付や就労支援制度等の必要なサービスにつなぐなど、本人に寄り添った総合的な支援を実施します。

(制度の弾力的運用)

- ・ 個人事業税の申告期限を延長するとともに、納税猶予制度の弾力的な運用を行います。また、公共工事等において工期の延長や繰越に柔軟に対応するとともに、県営住宅の目的外入居や家賃の減免を臨時的に行います。

上記の対策に加え、令和2年3月17日に、内閣府に対して、「新型コロナウイルス感染症を克服し、三重県経済が直面する難局を乗り越えるための緊急要望」を行いました。

(情勢に即応した機動的な対策の実行)

- ・ 国の緊急対応策等の早期かつ着実な実行
- ・ 刻々と変化する状況への迅速な対応（民間金融機関における事業者支援の取組の徹底、セーフティネット保証5号のさらなる対象業種の追加、貸付制度の事業者ニーズへの的確な対応等）
- ・ 円高への対応
- ・ 追加経済対策における思い切った措置と地方公共団体への配慮

(事業活動への支援)

- ・ 雇用調整助成金の対象拡大等（事業主が事業活動を自粛した場合の対象範囲の拡大、助成率の引き上げや手続きの簡素化も含む柔軟な運用、雇用保険料の引き下げ）
- ・ 介護施設休業等に対応する助成金の充実
- ・ 事業継続力強化等の支援の充実
- ・ 中小企業再生支援協議会の相談機能の拡充
- ・ 観光業への支援強化（適切な契約上のキャンセル料を特別に免除した宿泊事業者等への相当額の補てん、県内観光施設等への修学旅行、遠足等が想定時期に実施できない場合の「中止ではなく延期とする」旨の通知の発出）
- ・ 農林水産業への支援強化（農業経営収入保険の保険期間の途中で新規加入、余剰となった牛乳を廃棄する費用の補てん、乳業メーカーの学校給食用牛乳の衛生管理向上のための設備導入に対する支援、伐採後の適正な再造林を促進するための造林補助事業における植栽へのさらなる支援、出荷停滞時であっても必要となる餌代などの運転資金の確保に向けた養殖魚の一時的な価格の下落に対する補てん、漁業経営維持安定資金及び漁業近代化資金（5号資金以外）の無利子化や保証料の無償化）
- ・ 児童養護施設への支援（施設での食費など一般生活費等の増額）
- ・ 学校の臨時休業への対応（臨時休業に伴い、学校給食関連事業者やスクールバス運行事業者に発生した損失等の補てん）
- ・ 各種施設等での安全安心の確保（社会福祉施設等、卸売市場、と畜場、公共交通事業者等へのマスク、消毒液等の配備の推進）

- ・ 事態終息後の回復支援（サプライチェーンの多角化に資する海外展開支援やリモートワーク誘致、観光や農林水産物の需要を喚起するようなキャンペーンの実施）

（生活者支援）

- ・ 個人向け生活資金支援（感染症予防法に基づく入院勧告や就業制限を受けた感染者や濃厚接触者への休業に対する支援）
- ・ 放課後児童クラブ等の体制強化（基準額を超えた場合の真に必要な経費の確実な交付、日中一時支援事業等に関する経費増額分等への全額財政措置）
- ・ 子どもの居場所づくりや食への支援（学校の臨時休業に対応するため、民間団体等が行う居場所づくりの取組や、給食及び子ども食堂の代替として行う食の支援に対する補助制度の創設）
- ・ きめ細かな総合的支援（外国人に対する情報提供の即時多言語化、学校や県立文化施設等でのマスクや消毒液の配備、学校行事等の中止や部活動の休止に伴い発生するキャンセル料のほか、延期により発生する旅行企画料金等諸経費の負担に対する補てん）

（地方公共団体における取組への財政支援）

- ・ 地方公共団体が責任を持って必要な対策を躊躇なく実施するための財政支援（地方単独事業に対する財源措置、地方一般財源総額の確保・充実、復興交付金のように自由度が高く柔軟な交付金制度の創設）

2 注力する取組

(1) 「命」「安全・安心」を大切にす三重

令和2年は、我が国の地震対策について抜本的な見直しを迫る契機となった阪神・淡路大震災から25年の節目となります。こうした震災の教訓を忘れず次の災害に備えていく必要があります。また、気候変動による深刻な影響は地球規模に及んでおり、今後、自然災害の危険がますます増大することが懸念されています。頻発・激甚化する豪雨災害や、南海トラフを震源とする地震等の大規模災害に備えるため、市町、防災関係機関等と連携し、県民の皆さんの適切な避難行動につなげ、命を守るための取組を進めていく必要があります。

このため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」も活用しつつ、「自助」「共助」「公助」の力を結集し、ソフト・ハードの両面から防災・減災、国土強靱化対策を強化していきます。

また、人生100年時代が到来する中、女性の健康寿命が全国2位、がんによる75歳未満の年齢調整死亡率の低さも全国2位、特に女性は全国1位となるなど、健康づくりの取組は一定の成果があらわれており、「第8回みえ県民意識調査」では、「必要な医療サービスを利用できている」と実感している層の割合も、7年前と比べ大幅に高くなっています。一方で、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年を見据え、健康寿命の延伸を図るとともに、医療及び介護の総合的な確保、充実を一層進めていく必要があります。さらに、県民の皆さんが幸福感を判断する際に重視した事項として、「健康状況」と答えた方の割合が最も高くなったことや、若者が企業を選ぶ際には、企業が「従業員の健康や働き方に配慮していること」(平成28年度経済産業省調査)を重視する傾向にあることから、健康づくりの重要性はますます高まっています。

このため、「全国トップクラスの健康づくり県」をめざし、これまで健康に無関心であった層へのアプローチや、データ、テクノロジーの活用など、新たな手法も取り入れながら、健康づくりに取り組むとともに、「三重県医師確保計画」に基づき、医師の偏在是正に取り組むなど、医療提供体制の充実を図ります。

さらに、介護人材の確保に向け、外国人材の新規参入等を促進するとともに、「認知症施策先進県」をめざし、「共生」と「予防」を車の両輪として認知症施策を総合的に推進していきます。

加えて、次代を担う子どもたちが犠牲となる深刻な児童虐待事案や、子どもが巻き込まれる痛ましい交通事故等が全国で多発しています。こうしたことから、独自のリスクアセスメントで得られた知見を生かしてAIを活用した児童相談体制の強化などに取り組むとともに、通学児童や未就学児の安全確保に向けて、引き続き、危険箇所の対策等道路施設の機能向上を図るなど、かけがえない命を社会全体で守る対策を市町や関係機関等と連携して取り組んでいきます。

防災・減災、国土強靱化

- ・ 防災・減災対策を集中的に推進するために令和元年度に創設した『^{かんおうちらい}観往知来』防災・減災対策パッケージ』は、近年の災害の教訓や新たな考え方を反映した「三重県防災対策推進条例」の改正趣旨や気候変動の影響を踏まえ、防災分野の Society 5.0 の実現や「防災の日常化」の定着等に向けて、令和元年度を上回る規模で取組のさらなる進化を図ります。取組にあたっては、引き続き、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用しつつ、県民の皆さんの適切な避難行動等につなげるソフト対策、河川・海岸・土砂災害防止施設・治山施設の整備や橋梁・堤防・ため池・排水機場・漁港の耐震対策等のハード対策など、ソフト・ハード両面から総合的かつ効果的に対策を進めます。
- ・ 令和元年東日本台風（台風第19号）における死者の約7割が65歳以上であったことを踏まえ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やAI技術を活用し、水防団員・河川巡視員等から収集した発災前後の情報をマッピングすることで、災害対策活動の充実や効果的な避難情報の提供につなげるとともに、AIスピーカーやスマートフォンを活用して、高齢者を含む家族同士の避難の呼びかけの促進を図るなど、「自助」、「共助」の取組を促進する新たな仕組みの構築に取り組みます。
- ・ 津波被害に加え、土砂災害や風水害時におけるリスクの確認や避難経路作成をデジタルマップ上で行うことができるようバージョンアップした「My まっぷラン+（プラス）」により、「みえ防災・減災センター」と連携し、個人の避難計画の策定から地区防災計画の策定までを支援し、地域の防災力の向上を図ります。
- ・ 避難所生活がイメージできずに避難行動を躊躇する事例があることから、子育て世代等の参画を得て、誰もが過ごしやすい避難所づくりをめざし、避難所グッズや避難所体験ゲームの開発、防災レシピコンテストなどを実施します。
- ・ 地域の安心・安全の確保に重要な役割を担っている消防団の充実強化を規定した「三重県防災対策推進条例」に基づき、減少傾向にある団員を確保するため、機能別消防団員制度の導入や女性消防団員の加入促進に取り組む市町を支援するとともに、幅広い層を対象に消防団員の裾野を広げる取組を積極的に進めます。
- ・ 県民の皆さんを災害から守るために必要となる知識や心構えを職員が身につけるために策定した「三重県職員防災人材育成指針」に基づき、災害の疑似体験を可能とする「災害エスノグラフィー³」の手法等を職員研修に新たに取り入れ、県民の皆さんとともに「防災の日常化」に取り組む職員を育成します。

³ 災害エスノグラフィー：災害を体験した人の言葉（経験談）をもとに、日ごろ体験できない災害対応プロセスを追体験し、知恵や教訓などを共有することをめざす取組。

- ・ 「南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める 10 県知事会議」の活動として、国への提言・提案活動を実施するとともに、「ぼうさいこくたい（防災推進国民大会）」を活用して機運を盛り上げるなど、関係県と連携して巨大地震・津波の被害を最小限にとどめるための活動を展開します。
- ・ 災害時における学校教育の早期復旧を図るため、学校の早期再開、児童生徒の心のケアなど、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員を育成し、「三重県災害時学校支援チーム」を新たに設置するとともに、官民連携による災害時の子ども支援の仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 大規模自然災害が発生した場合に、道路の被害状況等の情報を迅速に収集するとともに、緊急交通路を確保するなど、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、悪路走破性・機動力に優れる警察のオフロードバイクを増強し、災害対応力を高めます。
- ・ 県民の皆さんのリスク把握や主体的な避難行動に資するよう、水位周知河川以外の中小河川における洪水浸水想定区域図の作成、水位・雨量情報システムの更新、簡易型河川監視カメラの設置などを進めるとともに、洪水浸水・高潮浸水想定区域図を市町に提供し、ハザードマップの作成を支援します。また、土砂災害警戒区域等の指定については、令和3年中の完了をめざすとともに、地形改変など再調査が必要となった箇所について、2巡目の基礎調査に取り組みます。
- ・ 河川の堆積土砂や河川内の樹木については、河積阻害により浸水被害を助長するおそれがあることから、市町と連携し、市町管理区間を含めた河川全体の情報共有を行い、優先度を検討して、新たに創設される緊急浚渫推進事業の活用も図りつつ、令和元年度を上回る規模で撤去を進めます。
- ・ 台風等に伴う大規模停電を未然に防止するため、「みえ森と緑の県民税」に新たに「防災枠」を設け、倒木被害により電線等を寸断するおそれのある樹木を事前に伐採する計画伐採に、市町、電力事業者と協定を締結し、連携して取り組みます。
- ・ 近年の災害の教訓や策定後の社会情勢の変化、国の「国土強靱化基本計画」の見直し等を踏まえ、「三重県国土強靱化地域計画」を令和2年10月を目途に改訂するとともに、未策定市町の国土強靱化地域計画策定を支援することにより、国土強靱化に向けた取組をより一層推進します。

健康づくり・がん対策

- ・ 「健康づくりや健康経営なくして、地方創生なし」の決意のもと、Society 5.0 や SDGs などの新しい考え方を取り入れ、さまざまなデータやテクノロジーを活用しつつ、県民の皆さん自らが主体的に取り組む健康づくりや、企業の経

営力向上にもつながら健康経営に向けた取組をより一層進め、「三重とこわか県民健康会議」において好事例の横展開を図るなど、健康無関心層を含めた全ての県民の皆さんと共に、オール三重で「全国トップクラスの健康づくり県」をめざしていきます。

- ・ 生活習慣病を予防するため、ウェアラブル機器の活用により、個人の食事や運動の「見える化」を図り、行動変容を促すとともに、得られたデータをもとにエビデンスの構築を行い、取組の横展開を図ります。また、「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」の優れた取組に対して、「三重とこわか健康経営大賞」による表彰や取組を加速させるインセンティブ制度を新たに創設します。
- ・ がんによる死亡者のうち、肺がんの死亡者が最も多いことから、肺がん検診をモデル事業として、選択の余地を残しながらもよりよい方向に誘導する「ナッジ理論」に基づく受診勧奨を行う市町を支援するとともに、市町による他のがん種における受診勧奨への活用を促進します。
- ・ 高齢化の進展や医療の高度化・専門化等環境の変化に的確に対応するため、他の計画の策定状況等も踏まえながら、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の改正に向けた検討を行います。また、各市町においてフッ化物洗口の実施に向けた検討が進むよう、モデル校での取組の紹介や先進地視察、研修会等をおして、フッ化物洗口の効果や安全性に係る理解促進を図るとともに、むし歯のない児童等の増加を図るため、市町、関係機関・団体等と連携し、フッ化物洗口の普及拡大に取り組みます。
- ・ 健康経営に関心の高い企業やアクティビティに関心の高いインバウンド等を対象に、アクティブレストの場として三重の自然体験が選ばれるよう、構築されたネットワークやノウハウ等を活用し、キャンペーン活動等を展開します。
- ・ 骨髄バンクの円滑な実施に向け、若年層を中心とした骨髄バンクに関する正しい知識の普及啓発や骨髄提供希望者（ドナー）の確保に取り組むとともに、新たに県によるドナー助成制度を設けるなど、骨髄提供しやすい環境づくりに取り組みます。

医療・介護

- ・ 地域における医師の偏在解消を図るために策定した「三重県医師確保計画」に基づき、三重県地域医療支援センターにおいて、地域枠医師や医師修学資金貸与者に対してキャリア形成支援と医師不足地域への派遣調整を一体的に行うことにより、地域における医師の確保を図ります。
- ・ 団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、「三重県地域医療構想」の実現に向けて、地域医療構想調整会議において各医療機関の具体

的対応方針に係る協議を行うとともに、地域で不足する病床機能への転換や病床規模の適正化に係る取組に対して支援することで、病床の機能分化・連携を進め、効果的・効率的な医療提供体制の構築を図ります。

- ・ 施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう特別養護老人ホームを整備するとともに、介護人材の確保に向け、令和元年10月から開始している処遇改善の円滑な実施に取り組みます。また、退職を控えた方や介護の仕事に関心のある介護未経験者を対象とした入門的研修の実施など、介護未経験者への一体的な支援を行い、福祉・介護職場への人材の参入を促進します。さらに、技能実習生等を対象とした集合研修や介護福祉士資格の取得をめざす外国人留学生への奨学金の貸与・給付を行う介護施設等を支援することにより、外国人材の新規参入を促進し、介護サービスの安定的な提供を図ります。加えて、東京大学と三重県との連携・協力に関する協定を活用し、三重大学や東員町等とも連携を図りながら、AIと電力データを用いたフレイル⁴検知の実証実験を支援することで、早期の介護予防対策につなげます。
- ・ 認知症になっても安心して暮らせる「認知症施策先進県」をめざし、「認知症サミット in Mie」における「パール宣言」に係るフォローアップ調査の結果を踏まえた指針に基づき、「共生」と「予防」を車の両輪として、総合的に認知症施策を推進します。また、認知症サポーターの養成や活動促進のため、アドバイザー役のオレンジ・チューターの養成や派遣を行うなど、地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の構築を支援します。さらに、市町における成年後見制度の利用促進を図るため、アドバイザーの派遣や市町・社会福祉協議会職員向けの研修を行うことなどにより、認知症になってもその人らしく、住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の構築をめざします。

児童虐待防止等、支援が必要な子どもたちへの対応

- ・ 全国でも先進的な取組を行ってきた本県の状況等を踏まえつつ、子どもが権利の主体であるとの原則のもと、虐待から子どもを守るという決意を新たにするとともに、虐待はあらゆる家庭で起こる可能性があり、子育て家庭の孤立を防ぐことが重要であるという視点を盛り込んだ「子どもを虐待から守る条例」に基づき、児童相談所の機能の充実を図るとともに、市町や警察をはじめ、関係機関との連携をさらに強化し、県民の皆さんと共に県全体で児童虐待の防止に取り組めます。
- ・ 令和4年度までの実現をめざし国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を着実に進め、児童相談所の体制を強化します。

⁴ フレイル：一般的に、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態。

- ・ 県全体の児童虐待対応力強化を図るため、子どもの安全を最優先に考えた初期対応、虐待があった家庭への支援など、的確な児童虐待対応に取り組むとともに、アドバイザーの派遣等により市町における子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するなど、子どもやその家庭により身近な市町の児童相談体制強化に向けた支援を行います。
- ・ 全国に先駆けて取り組んできた独自のリスクアセスメントにより蓄積された個別事案をベースに、AI を活用した児童虐待対応支援システムの実証実験を実施しており、瞬時の情報共有による対応の迅速化はもとより、リスク項目のシミュレーション機能により職員のスキルアップが期待できることもわかってきました。こうした実証実験で明らかになった成果等を踏まえ、同システムを県内の全児童相談所に展開し、ケース事案の蓄積や分析を進め、子どもの安全を最優先に考えた迅速で的確な相談体制の充実に取り組みます。
- ・ 「新しい社会的養育ビジョン」の理念の実現に向けて、家庭養育優先原則や子どもが権利の主体であることを盛り込んだ「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との連携・協力のもと、里親委託と施設環境の充実をより一層推進するとともに、子どもの権利擁護の取組、自立支援の充実、市町における子ども家庭支援体制の構築を進めます。
- ・ 里親等委託を推進するため、乳児院・児童養護施設や児童家庭支援センター、里親会、NPO、市町等の関係機関との連携体制を構築し、里親のリクルートから研修、支援などを一貫して担うフォスタリング機関の担い手となる民間団体等への支援を行い、県内のフォスタリング業務の実施体制の構築を進めます。
- ・ 児童養護施設や里親家庭で暮らす子どもたちの自立に向けて、児童養護施設に専任の生活相談員を新たに配置するとともに、施設、企業、NPO と連携・協力し、施設退所前のリービングケアから退所後のアフターケアまで切れ目のない支援体制を整備します。
- ・ 地域における発達障がいの診療待機を解消するため、地域の医療機関を対象とした実践研修等の技術的支援や、専門医療機関のネットワーク構築等により、身近な地域での発達障がい児の早期診療を可能とする体制を整備します。また、初診待機期間中の児童・家族に対して、発達障がい医療コーディネーターが中心となってアセスメントを行うなど、待機期間中の症状の重篤化防止を図ります。

暮らしの安全

- ・ 近年、社会問題化している犯罪や交通事故を踏まえつつ、安全で安心なまちづくりをさらに推進していくため、県民の皆さんが手に取りやすい、市町職員が活用しやすいといった視点を取り入れ、令和2年1月に改定した「安全で安

心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾」に基づき、市町との連携を強化し、さまざまな主体との協創により、地域の自主的な防犯・交通安全活動の促進を図ります。

- ・ 老朽化した駐在所の建て替え・リフォームや、全交番・駐在所への防犯カメラ等の整備により、機能性の向上やセキュリティの強化に取り組みます。
- ・ 青色回転灯を装備した車両（青パト）で通学路のパトロールを行う防犯ボランティア団体に対してドライブレコーダー等を貸与し、子どもの見守り活動を支援します。
- ・ 「三重県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和元年12月に策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」により、犯罪被害者等の心情に寄り添った必要な支援を途切れることなく提供する体制づくりや、県民の皆さん・事業者等への理解促進などに取り組みます。
- ・ 犯罪や非行をした者の再犯者数を減少させ、安心・安全な社会を実現するため、犯罪被害者等の心情を理解する重要性など、県独自の視点を盛り込んだ「三重県再犯防止推進計画」の基本理念「犯罪や非行をした者を孤立させない」に基づき、犯罪や非行をした者が地域で孤立せず、社会の一員として、地域社会と関わりを持ちながら日常生活を営むことができるよう、息の長い社会復帰支援を国や市町、民間団体と連携して取り組みます。
- ・ 道路利用者の安全・安心の確保のため、「通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全対策について学校関係者、関係市町、警察等と連携しながら進めるとともに、未就学児の安全対策として緊急安全点検で把握した危険箇所の対策を、令和2年度中の完了をめざし、引き続き実施します。
- ・ 安全・安心な交通環境の実現に向け、摩耗した横断歩道等の道路標示の塗り替えや老朽化した信号制御機等の更新を行うとともに、横断歩道での歩行者優先の徹底などについて効果的な広報啓発活動を展開します。
- ・ 高齢者の安全運転を支援するため、自動車教習所における安全運転サポート車の試乗体験や、安全運転支援装置の設置支援を実施します。また、運転に不安を覚える高齢者に対しては、運転免許証の自主返納制度及び「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知とともに、運転免許返納後も、円滑に公共交通を活用した移動が可能となるよう、返納前から公共交通の乗り方等の啓発活動や、返納時に移動情報の提供などを行います。
- ・ 国が今後策定する「第11次交通安全基本計画」にあわせ、「第11次三重県交通安全計画」の策定に向けた検討や、「交通安全の保持に関する条例」の改正などにより、交通安全の取組を総合的に推進していきます。
- ・ 人と動物が安全・快適に共生できる社会をめざし、三重県動物愛護推進セン

ター「あすまいる」を動物愛護管理の拠点として、殺処分ゼロに向け、犬・猫の譲渡や、飼い主のいない猫の減少に向けた不妊・去勢手術、動物愛護の普及啓発活動等を推進するとともに、「第3次三重県動物愛護管理推進計画」の策定に取り組みます。

- ・ CSF⁵の一刻も早い終息に向けて、飼養豚への効率的なワクチン接種や農場の飼養衛生管理水準の一層のレベルアップ、県が主体となった野生いのししの高密度地域等における捕獲強化、春期の捕獲促進、経口ワクチンの重点散布などの感染拡大防止対策を強力に進めるとともに、発生農場等の経営再建に向けた資金確保や失われた販路・ブランド力回復措置などの経営支援、県産豚肉の価格・取引量のモニタリングや不当表示監視などの風評被害対策に取り組みます。

⁵ CSF : CSF (Classical Swine Fever) ウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病。「家畜伝染病予防法」に基づき家畜伝染病に指定されており、豚やいのししへの強い伝染力と高い致死率が特徴であり、人に感染することはありません。

(2) 「包容力」「多様性」「持続可能性」を大切にする三重

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず「一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会」であるダイバーシティ社会の実現に向けて、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」による外国人住民の生活全般に関する相談対応や、外国人住民に対する日本語学習の支援、県内企業における外国人材の受入れ環境の整備を行うとともに、LGBT 等の多様な性に関する相談対応などの取組を進めていきます。

また、ひきこもりなどで生きづらさを感じている人たちが社会から孤立することがないように、誰一人取り残さない包括的な支援体制の整備を進めます。

持続可能な社会の実現を基本理念として、SDGs の考え方を取り入れ、目標年度も 2030（令和 12）年度にあわせて、2 年前倒しで改定した「三重県環境基本計画」に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。地球温暖化対策については、令和元年 12 月に発表した脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」の実現に向け、県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす取組を県が率先して進めていきます。

人権・ダイバーシティ

- ・ 部落差別解消推進法をはじめとする差別解消 3 法の趣旨や人権問題に関する県民意識調査結果等を踏まえ、差別のない人権が尊重される社会の実現に向けて策定した「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、国、市町、住民組織、NPO・団体、企業等さまざまな主体と連携・協働して、人権施策を推進します。
- ・ これまでの取組の検証や令和元年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」の結果を踏まえ、「第 3 次三重県男女共同参画基本計画」を策定するとともに、男女共同参画の普及・啓発等の取組を一層進めていきます。
- ・ ダイバーシティ社会の実現に向けて、県民の皆さんの理解や行動につなげられるよう、ダイバーシティの考え方の浸透を図るとともに、LGBT 等の多様な性に関する県民の皆さんの悩みなどに対応していくため、相談人材の育成など県内の相談体制の充実に向けて取り組めます。

外国人との共生

- ・ 「出入国管理及び難民認定法」の改正による新たな在留資格「特定技能」の導入などの社会情勢の大きな変化や、外国人支援団体等へのヒアリング調査を踏まえて策定した「三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）」に基づき、外国人との共生社会の実現に向け、情報の多言語化や相談体制の充実、外国人住民のライフステージに応じた支援などに取り組みます。
- ・ 日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要な日本語能力を身につけられるよう、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」に日本語教育の推進に関する司令塔的役割を担う総括コーディネーターを新たに配置し、地域における日本語教育の体制や外国人住民の学習ニーズ等を調査します。その結果を踏まえ、県内の日本語教育の実施に関する総合的な体制づくりのための計画を策定するとともに、学習支援方法の指導や教材の提供、助言など地域の日本語教室への支援を行います。
- ・ 県内で活躍する外国人住民を紹介するドキュメンタリー映画を日本人と外国人住民が共に企画・制作し、作品の上映を通じて、多文化共生に関する県民の皆さんの意識を醸成します。
- ・ 外国人児童生徒が社会的に自立する力を身につけられるよう、就学に係る情報提供を行うなど就学促進を図ります。また、夜間中学に関する調査研究を行い、検討委員会を設置し、方向性について検討を進めます。さらに、小中学校に日本語指導を担う外国人児童生徒巡回相談員に加え、翻訳等を行う外国人児童生徒巡回支援員を新たに派遣するとともに、県立高校の拠点校に課外授業等による適応指導や進路相談、日本語習得の支援等を行う外国人生徒支援専門員（ポルトガル語、スペイン語等）を配置します。あわせて、外国人生徒が母国語で相談できる SNS 相談を全国で初めて実施するとともに、日本語指導に係る中核的教員の養成を行い、外国人児童生徒が安心して学校生活を送ることができる相談・支援体制の強化に取り組みます。

地域福祉の推進・障がい者の活躍

- ・ 人口減少等により低下しつつある地域における多世代間の交流や助け合いといったコミュニティ機能の確保と地域福祉の一層の推進をめざして策定した「三重県地域福祉支援計画」の基本理念「みんな広く包み込む地域社会 三重」に基づき、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者、ひきこもりなどで生きづらさを感じている人たちが社会から孤立することなく、地域において自分らしく生活し続けられるよう、複合的な課題を抱える相談者の把握や適切な相談支援機関等との連携調整等を行う相談支援包括化推進員等の養成を行います。また、「三重県生活相談支援センター」にアウトリーチ支援員を新たに配置するなど、地域において誰一人取り残さない包括的な支援体制の整備を市町

と連携して進めます。

- ・ こころの悩みを抱える方を相談窓口へつなげ、自殺を未然に防ぐため、ICTを活用し、自殺に関連する用語を含むキーワードの検索から、県内の自殺対策相談先が案内される検索連動型広告を実施します。
- ・ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進します。また、同プランが最終年度を迎えることから、これまでの取組を踏まえ、次期プランの策定に取り組みます。
- ・ 障がい者の地域生活を支援するため、グループホームや日中活動の場等の整備を促進するとともに、医療的ケアに係る各支援ネットワークにおける多職種連携や医療的ケア児・者の受け皿拡充を推進します。
- ・ 障がい者の就労をより一層促進するため、就労を希望する障がい者が、これまでの働き方に合わせる就労だけでなく、ICTを活用した在宅ワークや超短時間勤務、施設外就労のスキームを活用した高い工賃と企業内での安定した就労を実現する「障がい者就労『M.I.E モデル』」等、柔軟な勤務形態の中から、自らに適した働き方を選択できる環境整備の促進を図ります。その取組の一つとして、ステップアップカフェをフィールドに、ICT等のツールを活用した新しい働き方のモデルや、効果的な雇用管理システムの構築に取り組み、その成果を県内企業・市町等に展開します。
- ・ 障がい者等の農林水産業への就労拡大に向けて策定した「三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、総合的かつ体系的に、農福連携を促進する施策に取り組みます。特に、農業分野において障がい者等の活躍を促進するため、特例子会社の設立を通じた企業等の農業参入を促進するとともに、生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象とした、農業就業に向けたプログラムの作成や就農体験などに取り組みます。また、ノウフク商品の認知度向上に向け、福祉事業所等によるノウフク JAS の認証取得を促進します。
- ・ 芸術文化活動を通じて障がい者の社会参加を促進し、地域における障がい者の多様な活躍の場を広げていくため、さまざまな主体と連携して「三重県障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、事業所等に対する相談支援、芸術文化活動を支援する人材の育成、関係者のネットワークづくり等を行う「三重県障がい者芸術文化活動支援センター（仮称）」を新たに設置します。
- ・ 障がい者の社会参加を支援していくため、身体障がい者等を対象とした自動車税減免制度の令和3年度からの拡充に向けて、具体的な手続きの検討や、市町との調整、関係団体を含めた県民の皆さんへの制度の周知等に取り組みます。

環境保全

- ・ 新たな「三重県環境基本計画」に基づき、環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会の実現に向けて、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。環境施策については、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の構築」、「自然共生社会の構築」、「生活環境保全の確保」と、各施策を推進していくためのエンジン（駆動力）となる「共通基盤施策」を5本の柱として、さまざまな主体との協創（パートナーシップ）により、分野横断的な取組を展開していきます。
- ・ 令和元年12月の脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」やSDGsの考え方を取り入れた「三重県環境基本計画」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けて、さまざまな主体と連携し、オール三重での運動につなげていくための取組を推進するとともに、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和」と、気候変動の影響を軽減する「適応」を両輪とする、新たな「三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）」を策定します。
- ・ 県内における廃棄物の排出等の実態を踏まえつつ、プラスチックごみ対策や食品ロスの削減などの社会問題に対応していくとともに、SDGsの考え方を取り入れ、さらなる廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）と適正処理を推進していくため、「三重県廃棄物処理計画」を新たに策定します。
- ・ ワンウェイプラスチックをはじめとしたプラスチック製品の使用量の削減・再利用のため、さまざまな主体と連携した効果的な取組を総合的に展開する「みえプラスチックスマートプロジェクト」を構築します。具体的には、製造業者、販売業者、県民の皆さん、市町、県等の関係者で協議会を設置し、プラスチック使用量の削減や代替品の開発・普及等に向けた具体的取組を検討するとともに、県民運動としての取組の機運醸成を図るため、「みえプラスチックスマート県民大会」を開催します。また、海洋プラスチック問題については、これらの取組やプラスチックごみの流出経路の調査とあわせて、関係団体の協力のもと、発生抑制につながるよう清掃活動や啓発を推進し、海洋ごみの削減を図ります。
- ・ 食品ロスを削減するため、県民参加・体験型の環境イベントやマッチングセミナーの開催を通じて、食品ロス削減の啓発や食料支援に関する情報提供を行い、食品ロス問題やフードバンク活動に対する理解と関心を高めます。また、食品提供企業とフードバンク団体やこども食堂等とのマッチングを促進し、フードバンク活動に関するネットワークづくりを進めます。
- ・ 災害の未然防止及び生活環境の保全を目的に、令和2年4月に施行した「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の適切な運用を図るため、新たに「土砂対策監」を設置し、監視・指導等を実施することで、県民の皆さんの不安を解消していきます。

(3) 「未来への希望」「挑戦」を大切にす三重

平成 30 年の合計特殊出生率は増加に転じた一方、若者の県外への転出超過など若者の県内定着が課題となっています。そのため、第三次行動計画と一体的に策定した第 2 期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「活力ある働く場づくり」「未来を拓くひとづくり」「希望がかなう少子化対策」「魅力あふれる地域づくり」の 4 つの対策により、人口減少に係る課題に多角的にアプローチし、地域の自立的かつ持続的な活性化の実現に向けた取組を進めます。

新型コロナウイルス感染症により、県内でも売上や受注の急減、生産活動の停滞、雇用の調整などの影響が生じており、県内経済の基盤を揺るがしかねない状況にあります。この難局を乗り越えるため、オール三重で必要な対策を講じたうえで、事態が終息の兆しを見せる時期には、中小企業・小規模企業等の県内企業が再度事業を成長の軌道に乗せていけるよう、対策を打ち出します。また、新たに改正した「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、労働力不足や後継者の確保難、働き方改革、ICT の活用、自然災害の頻発などの新たな課題に中小企業・小規模企業が的確に対応できるよう支援するとともに、引き続き地域社会の持続的な形成及び維持に重要な役割を果たすことができるよう、経営力の向上、地域課題の解決に向けた新しい挑戦を分厚く支援していきます。

さらに、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、30 代半ばから 40 代半ばのいわゆる就職氷河期世代は、希望する職業と現実とのギャップや実社会での経験不足等の課題を抱えています。そこで、就職氷河期世代の非正規雇用者や無業者の一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うことにより、彼らの活躍の場をさらに広げていきます。

加えて、Society 5.0 時代に向けて、全ての県立学校における ICT 環境を国の計画から 2 年前倒しして整備するとともに、データや ICT の活用による「スマート農林水産業」や「観光スマートサイクル」の確立など、未来を切り拓くための取組に果敢に挑戦していきます。

高齢化や担い手不足等、本県の農林水産業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。そのため、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」を改定し、収益性と高付加価値化を意識した農業の戦略的な振興等に取り組みます。また、「みえ森林・林業アカデミー」において、新たな視点や多様な経営感覚を持った人材の確保・育成に取り組みます。加えて、「水産王国みえ」の復活をめざし、「三重県水産業及び漁村の振興に関する条例」を制定し、県民の皆さんが豊かな県産水産物のすばらしさを実感できるよう、AI 等の ICT を活用し、経済発展と社会的課題の解決が両立する持続可能な水産業及び漁村の実現に向けた取組を進めます。

少子化対策・子育て支援

- ・ 全ての人びとが立場や世代を超えて「縁」を育み、社会全体で子ども・子育てを支えるという視点を取り入れて策定した「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、さまざまな主体との協創をより一層強化しながら、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現をめざします。引き続き、ライフステージごとに切れ目のない支援に取り組むとともに、保育・放課後児童対策など子育て家庭の支援などに取り組めます。
- ・ 男性の家事・育児への参画が当たり前となる社会とするため、加盟企業・団体数が日本一となった「みえのイクボス同盟」等と連携し、引き続き男性の育児参画の推進に取り組めます。また、男性がそれぞれの状況に応じて育休を取得できる職場環境をめざす有効な取組について、研究・実践し、さらにその成果等を広く共有することで、男性が安心して育休を取得できる気運の醸成を図ります。
- ・ 働きながら不妊治療を受ける人が増加している中で、不妊治療と仕事の両立支援に向けて、不妊治療への理解を深められるよう、企業を対象としたセミナーや相談会を開催します。また、当事者の交流会を開催し、相談できる場を提供するとともに、不妊症サポーターを養成し、自助グループによるピアサポートへ発展させられるよう支援し、当事者が相談しやすい体制を整備します。
- ・ 保育所における ICT 等を活用した作業負担の軽減、効率化等の取組を支援することにより、保育士が保育業務に専念することができる労働環境の整備を促進します。また、工夫しながら働きやすい職場環境づくり等を進める取組に対する表彰制度を創設し、保育現場のモチベーション向上に取り組めます。さらに、賃金改善の要件にもなっている保育士等キャリアアップ研修を実施し、処遇改善と専門性の向上を図り、早期離職の防止等による保育士の人材確保や質の高い保育の提供につなげていきます。
- ・ 身近な地域での支援体制整備や学習支援の充実等を盛り込んだ「第二期三重県子どもの貧困対策計画」及び「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、生まれ育った環境により子どもたちの夢や希望が閉ざされないよう、教育や生活の支援などに総合的に取り組むとともに、三重県子どもの貧困対策推進会議を活用し、関係機関等と連携して支援体制の充実を促進します。
- ・ 携帯電話・スマートフォンの普及に伴い、インターネット依存となる青少年が増加傾向にあるため、フィルタリングサービスの利用率向上に向けた啓発を行うとともに、登山や川遊びなどの野外活動を体験させ、インターネット以外の活動に興味を持つきっかけづくりに取り組めます。また、性に対する判断能力が未熟な青少年を「自画撮り被害」から守るために改正した「三重

県青少年健全育成条例」の趣旨を周知するとともに、インターネットトラブルによる被害防止に向けて、インターネットの適正利用を推進します。

若者の県内定着・働き方

- ・ 県内学生や県外へ進学した学生等の県内への居住を促進するため、大学生等の奨学金返還支援制度において、過疎地域等の指定地域への居住などを条件とするこれまでの枠組みに加え、新たに県内での居住及び県内主要産業への就業などを条件とする枠組みを創設し、制度を充実します。また、私立高等学校が、特色化教育の一環として実施する、三重県の魅力や課題に気づき自らのキャリアを考える取組を支援するため、高等学校等振興補助金への上乗せ額を増額します。
- ・ 県内への移住を促進するため、「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心にきめ細かな相談対応を行うとともに、相談者が、県内への移住に向けた気運を高め、移住への不安を軽減できるよう、首都圏の若者が移住者や地域の人びとと継続的につながり、交流するための新たなプラットフォームとなる「三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア」を構築します。また、東京圏から県内企業等へ就職・移住した人を対象に、市町と連携して、移住に必要な費用を支援します。
- ・ 就職氷河期世代のうち、不本意に非正規雇用で働く人や長期無業状態にある人が、安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、「おしごと広場みえ」に福祉等に知見のある「就職氷河期世代支援専門員」を新たに配置し、相談から就職までの一貫した支援を行います。また、就労体験や就労訓練の受け入れ先となる企業等を開拓するとともに、市町等との情報共有や企業とのマッチングを行います。さらに、きめ細かな支援を行うため、県内における就職氷河期世代の実態調査を実施します。

教育・人づくり

- ・ 人口減少の進展、人生100年時代やSociety 5.0時代の到来など社会情勢の変化を見据え策定した「三重県教育施策大綱」に基づき、誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心な教育環境のもとで、子どもたちが変化を前向きに受け止め、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦する、新しい時代を「生き抜いていく力」の育成や、あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境づくりに、県民力を結集して社会総がかりで取り組みます。
- ・ 社会の変化や課題に的確に対応し、新しい時代を生きる子ども一人ひとりが安心して学びに向かい、夢や希望を実現できるよう策定した「三重県教育ビジョン」に基づき、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の一体的・調和

的な育成をとおして、子どもたちの自己肯定感を高めるとともに、それらを基礎として、子ども一人ひとりに豊かな未来を創っていく力を育みます。

- ・ 県立学校に無線 LAN 環境と電子黒板等の大型提示装置、学習用パソコンを整備し、子どもたちが他者と協働して課題を解決する力等を育むプロジェクト型学習や、生徒一人ひとりの関心・理解度に応じた教科学習（個別最適化学習）等を推進します。
- ・ Society 5.0 時代に向けて、子どもたちに他者と協働し新たな価値を創造できる力を育み、AI 等を活用してものづくり産業等で活躍する人材の育成を図るため、EdTech⁶を効果的に活用した学習によって課題解決型学習を行い、探究力や論理的思考力を育成する「学びの STEAM 化⁷」を進めます。
- ・ 子ども一人ひとりの学習における課題に応じたきめ細かな指導を行うため、みえスタディ・チェックを実施し、自校採点集計 WEB システムで設問ごとの集計結果や課題等の分析及びそれぞれの学習内容の定着状況等を各学校に提供します。また、モデル地域の中学校への英語教材作成支援システム導入などにより、子どもたちが英語で自分自身の考えなどを互いに伝え合う力や、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に取り組みます。
- ・ 不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた支援を行うため、不登校児童生徒の実態調査を行い、支援方法を研究するとともに、「不登校支援アドバイザー」を委嘱し、教育支援センターの指導員への指導・助言を行います。また、子どもたちや不安を感じている保護者に対して、臨床心理士や精神保健福祉士等の専門家による訪問型支援を行います。さらに、フリースクール等の民間施設に通う不登校の子どもたちの多様な学びを支援します。
- ・ スマートフォン等の利用が低年齢化していることに伴い、子どもたちが SNS に起因したトラブルやいじめに巻き込まれる危険性が増していることから、インターネット利用におけるトラブルを防止するため、SNS におけるトラブル等に係る情報を投稿できるアプリを作成し、大学生等の協力を得ながら、SNS パトロールやネットの適正利用に関する啓発・講座開催等に取り組みます。
- ・ 幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園や認定こども園、保育所において、幼児教育の質の向上と保幼小の円滑な接続を一体的に推進する体制を構築するため、教育委員会に幼児教育センターを設置し、専門的な知識を有する「幼児教育スーパーバイザー」を新たに配置するとともに、「幼児教育アドバイザー」を市町へ派遣します。
- ・ 学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の負担軽減を図り、限られた時間の中で子どもたちと向き合い、より効果的な教育活動を持続的に行うた

⁶ EdTech：教育における AI、ビッグデータ等のさまざまなテクノロジーを活用したあらゆる取組。

⁷ 学びの STEAM 化：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、リベラルアーツ・教養（Arts）、数学（Mathematics）等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な学び。

め、業務の削減や簡素化・効率化を図るとともに、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員などの外部人材を増員し、教職員の働き方改革の取組を進めます。

強じんて多様な産業

- ・ 中小企業・小規模企業が経済の下振れリスクを乗り越えて持続的に発展できるように改正した「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、新たな課題への対応を支援するとともに、商工会・商工会議所の経営指導員を増員し、ハンズオン支援の強化や資金調達支援など中小企業・小規模企業の経営力の向上、地域課題の解決に向けた新しい挑戦を分厚く支援していきます。
- ・ 自然災害による被害を最小化する「防災・減災」と、災害時の企業活動の維持又は早期回復をめざす「事業継続」の取組を進めるため、中小企業・小規模企業にとって実効性のある防災・減災対策に係るハンズオン支援や、耐震診断や建物の耐震補強、機械等の転倒防止等に係る支援を行います。
- ・ 中小企業・小規模企業の後継者難は深刻化していることから、これまでに事業承継診断を行い解決策が見つからない中小企業・小規模企業を対象とした、具体的な解決手段を有する専門家と連携したミニセミナーの開催を支援するとともに、新たに創設した、経営者保証を不要とする「事業承継フォロー資金」による支援を行います。
- ・ 中小企業・小規模企業の生産性は大企業と比べて伸び悩んでおり、生産性の向上が課題であることから、ICTを活用した経営改善をめざす中小企業・小規模企業に対して、ICTの導入や運用の助言を行う専門家を派遣します。また、地域の小売店や生活サービス店のキャッシュレス決済について、一定のエリアが連携して導入することで、決済データ等を活用した生産性向上の実証を進めます。
- ・ 交通、観光、防災、生活等のさまざまな地域課題の解決、新たなビジネスの創出をめざして、民間事業者による機体開発に向けた実証実験の支援や、県内事業者による「空飛ぶクルマ」の活用等、「空の移動革命」の促進に取り組みます。
- ・ データの活用による新商品・サービスの創出、地域課題の解決を推進するため、「みえ ICT・データサイエンス推進構想」に基づき、市町や企業に向けたセミナーの開催によるデータ活用の機運醸成や、ヘルスケア、農業経営をはじめとするさまざまな分野におけるデータ活用プロジェクトの創出・推進の支援、データ活用人材の育成支援等に取り組みます。
- ・ 起業や新たな事業展開をめざすスタートアップの自律的・継続的な創出を目的として、県内の先輩起業家、首都圏等で活躍する三重県出身の若手起業経験者

等、本県にゆかりのあるクリエイティブ人材等とのネットワークから支援を受けたスタートアップが、その経験を踏まえて、後輩起業家の支援を行い、起業家支援ネットワークを拡大していく仕組みの構築に取り組みます。特に、女性起業家については、コミュニティの形成、仲間との協働・交流等を通じた支援に取り組みます。

- ・ 中小企業・小規模企業における従業員の健康に配慮した取組推進の一環として、三重県版経営向上計画の経営課題に健康経営の項目を追加するなど、健康経営の視点も含めた働き方改革を促進します。

観光振興・三重の魅力発信

- ・ 第9回太平洋・島サミットが令和3年に本県で開催されることが決定しました。開催に向けて、庁内に太平洋・島サミット推進本部を設置するとともに、伊勢志摩サミットのレガシーを最大限に生かした官民一体となった受入体制を確立し、安全かつ成功裏に開催できるよう、オール三重で万全の態勢で準備を進めます。また、サミットを通じて、漁業資源の持続可能な利用や防災対策など、太平洋島しょ国と共通の課題の解決や交流促進を図るとともに、国際会議の誘致が一層進み、三重県の魅力や先進的な取組が国内外に広く発信されるよう取り組みます。
- ・ 新たな「三重県観光振興基本計画（令和2年度～5年度）」に基づき、観光産業のSDGsへの貢献やデジタル革新を通じて社会課題の解決等につなげるSociety 5.0の観点も取り入れ、持続可能な観光振興の取組をオール三重で推進するとともに、観光事業者、観光地域づくり法人（DMO）⁸や市町等が一体となってオール三重で観光施策を推進する観光組織について検討します。
- ・ 観光客の行動スキームに沿って、顧客ニーズにあった情報やサービスの提供、商品開発など戦略的なマーケティング活動につなげるため、アンケートシステムで収集したデータや分析結果を「地域DMO」や観光事業者等と共有するシステムを構築するとともに、データの見える化を図ります。
- ・ 外国人旅行者が、インターネットを通じて、より容易かつ詳細に三重の旅の魅力を知り、具体的な旅行プランを描けるよう、ソーシャルリスニングにより外国人旅行者の生の声を継続的に収集・分析します。また、外国人目線で記事や動画等を制作し、観光情報コンテンツの充実等によりインターネット上での情報発信の強化を図るなど、観光プロモーションのデジタル化を推進します。
- ・ 令和元年度のスペイン経済交流ミッションで訪問したバスク自治州との産業・食・巡礼道における連携を深めるなど、引き続き県内企業の国際展開を支援し

⁸ DMO：観光地のブランドづくり、情報発信・プロモーション、マーケティング、戦略策定などを担う観光地域づくりの推進主体のこと。

ます。また、令和3年度に迫った、河南省との友好提携35周年やパラオ共和国との友好提携25周年における記念事業の準備を進めるなど、本県と交流のある国や地域とのネットワークを維持・強化します。

- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック等ビッグイベントに向けて、首都圏をはじめ、関西圏、中部圏及び海外において三重の魅力発信に努めます。また、令和7(2025)年に開催される大阪・関西万博に向けて、万博会場において三重県の先進的な取組を発信するための方策や、三重を知って、選んで、来ていただき、三重でおもてなしするための具体的な方策を検討していきます。
- ・ 初期斎宮の発掘調査の成果が生まれつつあることから、調査の成果をまとめた映像展示シナリオ等の作成や留学生を含む大学生を対象とした斎宮教育プログラムの実施、斎宮アニメの多言語化など、新たな訪日外国人の増加をめざした取組にも挑戦し、斎宮の魅力を国内外に発信し、来訪者の拡大を図ります。
- ・ 東紀州地域における外国人旅行者の誘客促進に向けて、和歌山県の熊野三山エリアを周遊する外国人を三重県側へ引き込む仕組みを構築します。
- ・ 東紀州地域は、地理的条件により、地域内の二次交通が十分に整っておらず、旅行プランをイメージしづらいことから、旅行者の周遊性・滞在性の向上を図るため、AI等の先端技術を活用し、インターネットにつながる環境があれば、誰でも簡単に利用できる多言語版旅行ルート作成システムを導入します。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、前回の東京オリンピック公式記録映画の総監督を務めた市川崑監督など、三重県における映画に関する偉人の顕彰等を実施し、三重県の魅力を発信します。

持続可能なもうかる農林水産業

- ・ 人口減少や高齢化、グローバル化など食と農業及び農村を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」に基づき、新たなマーケット等に対応した戦略的な生産振興や、雇用力のある経営体や小規模な家族農業等多様な担い手が共生する地域営農体制の構築、次代を担う農業人材の育成などに取り組めます。
- ・ 農業経営体の経営発展に向け、若者等が「働きやすさ」や「やり甲斐」を感じて働けるよう、職場環境や人材育成体制の整備など「働き方改革」の取組を促進するとともに、北勢地域のトマト産地や東紀州地域のかんきつ産地等を対象に、多様な働き方を求める若者等を貴重な人材として、産地を担う農業経営体へのマッチングや、農繁期が異なる産地間での労働力融通の仕組みを構築するためのモデル実証等に取り組めます。
- ・ 産学官連携によるデータサイエンス・プラットフォーム等を活用しながら、さまざまな情報・データの共有や組み合わせを行うことで、新たな商品・サービ

スの開発や生産体制の構築に取り組むとともに、農林水産業分野へのAI等スマート技術の導入を加速させます。

- ・ 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の施行などの農業・農村における情勢の変化を踏まえた、新たな「三重県農業農村整備計画」に基づき、ため池の管理体制の強化やスマート農業に適した農業用水路のパイプライン化など、これまで以上に集中的かつ効果的な整備等を加速させ、農業・農村の持続的な発展や強靱化を図ります。
- ・ 森林環境譲与税を活用した森林整備など、「森林経営管理法」に基づく取組が円滑に進むよう、市町への支援体制を充実させるとともに、航空レーザ測量の実施による詳細な森林資源情報の把握と活用を進めます。
- ・ 「みえ森林・林業アカデミー」の講座のブラッシュアップ等を図り、森林・林業を担う人材の育成を一層進めるとともに、これまでの住宅用途に加え、公共施設や商業施設など中大規模建築物における「三重の木」等県産材の利用を促進するため、中大規模の木造設計が行える建築士等の育成を図ります。また、「みえ森林・林業アカデミー」における安全で安心かつ充実した教育環境を実現するため、森林・林業の人材育成等に関する新たな拠点施設の整備に着手します。
- ・ 「水産王国みえ」としてさらなる発展を図るため、令和元年度に制定した「三重県水産業及び漁村の振興に関する条例」とともに、施策を総合的・計画的に推進するため、基本計画を策定し、「水産資源の維持・増大及び競争力のある養殖業の構築」、「多様な担い手の確保・育成及び経営力の強化」、「災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築」等に取り組めます。
- ・ スマート水産業の実現に向けて、産学官の研究会を立ち上げ、新技術の試験的導入・実証などを進めるとともに、AI等のICT技術を活用した海況情報を発信するプラットフォームの整備や養殖管理マニュアルの作成など、漁場環境の変化に対応できるノリ養殖技術の開発・普及に取り組めます。
- ・ 海女による藻場管理の仕組みづくりやアワビ養殖、海女漁獲物の魅力向上等に取り組む、「海女による豊かな海づくり」を進めます。また、ロボット技術を活用した省力化等により、高齢者や女性など多様な担い手がライフステージ等にあわせて活躍できる「ユニバーサル水産業」の実現を図ります。
- ・ 真珠養殖について、真珠養殖廃棄物をコンポスト等として活用する仕組みづくりを進めるとともに、サステナブルでエシカルな県産真珠の国内外でのPRに取り組めます。また、令和元年度に発生したアコヤガイの外套膜が萎縮する症状やへい死について、原因究明や養殖管理のための情報提供、複数種類の稚貝の育成を進めるとともに、必要な経営支援対策等に取り組めます。
- ・ 農林水産物・食品の輸出拡大に向け、国が輸出関連業務を一元化し、より一層

推進しようとしているこの機を逃さず、引き続き、かんきつや活カキ等、輸出先国・地域のニーズにあった輸出に取り組むとともに、輸出に対応する産地づくりを進めます。また、県産農林水産物のさらなる販路拡大に向け、旅行事業者等が持つ世界的なネットワークを活用し、新たなプロモーション等に取り組みます。

交通・インフラ整備

- ・ 公共交通の維持、活性化に向け、複数市町等をまたぐ幹線バスや地域鉄道などに対し、国と協調してしっかりと支援します。
- ・ 高齢者をはじめとする県民の皆さんが円滑に移動できる環境づくりに向けて、地域の実情に応じた、交通分野と福祉分野等とが連携した取組や次世代モビリティ等を活用した取組などをモデル事業として、市町とともに実施します。
- ・ 次世代モビリティを活用した移動手段に関するセミナーや試乗会の開催など、新たな視点での高齢者向けモビリティ・マネジメントの取組を実施します。
- ・ 自動運転や MaaS などを活用した市町や交通事業者等の取組に参画し、課題の検討や事業実施に向けた支援を行うとともに、県内他市町への展開に向けた取組を進めます。
- ・ 近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模自然災害に備え、県民の皆さんの安全・安心を支えるとともに、地域の経済活動を支える基盤として、東海環状自動車道、近畿自動車道紀勢線等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、鈴鹿四日市道路等の直轄国道の整備促進を図ります。また、高規格幹線道路や直轄国道の整備を最大限に生かす道路ネットワークの形成に向けて、県管理道路の整備を推進します。
- ・ 代替性を確保し、災害時にも信頼性の高い高速道路ネットワークの構築に向けて優先整備区間として選定された紀勢自動車道勢和多気 JCT－紀勢大内山 IC 間について、令和 2 年度新たに 4 車線化に着手する候補箇所として選定された大宮大台 IC－紀勢大内山 IC 間の一部区間をはじめ、残る区間においても早期 4 車線化の実現に向けた取組を推進します。
- ・ リニア中央新幹線の令和 9（2027）年東京・名古屋間開業及び一日も早い全線開業に向けた取組を沿線都府県と連携して進めます。また、名古屋・大阪間の環境アセスメントを目前に控えた重要な時期であることから、JR 東海との連携をさらに密にし、必要な情報の収集・整理等を進めるとともに、県民の皆さんのリニア事業に対する理解や協力を得られるよう、高校生等を対象としたシンポジウムの開催など効果的な啓発活動を行い、気運醸成を図ります。
- ・ 人口減少・超高齢社会や南海トラフ地震等の大規模自然災害に対応したまちづくりの形成に向けて、新たな都市計画区域マスタープランを定め、これに沿っ

た都市計画の策定を進めます。また、防災の視点のみならず、景観形成・観光振興等の視点からも、電柱倒壊の危険性の高い市街地の緊急輸送道路の区間において、電線類の地中化を進めます。

地域づくり

- ・ 関係人口と地域の協創により、南部地域の活性化を図るため、関係人口から活動人口（自ら主体的に地域活動を行い、かつ、継続的に地域に関わる人びと）へステップアップし、活動人口と地域の協創により、地域活動に取り組む機会を創出します。
- ・ 東紀州地域の活性化を促進するため、尾鷲三田火力発電所の跡地活用について、南部地域活性化推進本部に設置した「尾鷲三田火力発電所の跡地活用にかかる支援部会」により、全庁的な支援体制を確保し、活用策に対する助言や提案を行うとともに、南部地域活性化基金等を活用し、積極的に支援を行います。
- ・ 農山漁村の活性化に向けて、インバウンドの増加や健康寿命意識の高まりなど社会情勢の変化を踏まえて策定した「三重まるごと自然体験構想 2020」に基づき、関係機関等と連携し、市町を越えた「体験」「食」「泊」の組み合わせによるインバウンド向け評価型モニターツアーの実施など、受入体制づくりのスタートアップに取り組めます。
- ・ 木曾岬干拓地の利活用を推進するため、都市的土地利用計画に基づき木曾岬干拓地工業用地の第2期分譲を開始するとともに、第2期分譲区域に区域内道路を整備するなど、引き続き、企業誘致に取り組めます。また、三重県土地開発公社が国から先行取得した土地の買戻しを令和2年度に完了させます。
- ・ 県内市町におけるスマート自治体の促進を図るため、県と市町が一体となってRPA⁹や AI 等の導入に係る課題共有や先進事例の研究を進める検討会議を運営します。また、RPA の操作を習得した人材や、庁内での展開を主導できる人材を育成する研修を実施し、人材面から市町での RPA の本格導入を後押しします。AI 技術の活用については、市町が抱える行政課題の解決を図る実証事業等を複数市町と連携して行います。あわせて、県と市町の取組の成果を共有し、オール三重でスマート自治体の実現できるよう取り組めます。

⁹ RPA : Robotic Process Automation の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットに代行させ、自動化による生産性の向上、業務効率の改善を図る取組。

(4) 「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」を成功させる三重

「みえのスポーツイヤー」の4年目を迎える令和2年度には、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の終息後の遅くとも令和3年夏までの実施に向けて検討されることとなりました。

これにより、東京2020オリンピック・パラリンピックと三重とこわか国体・三重とこわか大会が一連のものとして開催されることとなり、聖火リレーやホストタウン、「応援村 OUEEN-MURA」等の取組により盛り上げた東京2020オリンピック・パラリンピックの感動と熱気を、直接的に三重とこわか国体・三重とこわか大会につなげていく絶好の機会となります。

ピンチをチャンスに変え、県民の皆さんの記憶に残る、創意工夫を凝らした三重とこわか国体・三重とこわか大会となるよう、会場地市町や競技団体等、関係者と緊密に連携し、県民の皆さんと共にオール三重で、準備を進めていきます。

- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、再びその機運や期待感を高め、全ての地域の皆さんがオール三重で安全に参画できるよう、「完全な形」でのオリンピック聖火リレーとパラリンピック聖火フェスティバルに取り組みます。
- ・ 既に誘致が決まっている事前キャンプについては、東京2020オリンピック・パラリンピックの延期後も確実に本県で実施されるよう各国チームに働きかけ、満足度の高いキャンプを実現することにより、スポーツの推進に向けた機運醸成と交流促進をより一層進めます。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピックと三重とこわか国体・三重とこわか大会の一連の開催をチャンスと捉え、東京2020オリンピック・パラリンピックの熱気を両大会への期待感につなげ、県民の皆さんが心待ちにするような両大会となるよう、引き続き会場地市町や競技団体等と緊密に連携し、簡素・効率化を図りつつも、一層の創意工夫を凝らした両大会となるよう、オール三重で開催準備に取り組んでいきます。
- ・ 県民力を結集した三重とこわか国体・三重とこわか大会とするため、とこわか運動(県民運動)の取組が県内全域で行われるよう、市町や競技団体と連携し、学校や企業等あらゆる主体に幅広く働きかけていくとともに、運営ボランティア、情報支援ボランティア等の養成を行います。
- ・ 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、県内外からの来場者の安全、利便性の向上を図るため、熊野尾鷲道路(Ⅱ期)等の整備を促進するとともに、両大会の開・閉会式等が実施される三重交通Gスポーツの杜 伊勢陸上

競技場へのアクセス道路となる県道館町通線（御側橋）等の整備を進めます。

- ・ 三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得を確実なものとするため、鹿児島国体で目標とする男女総合成績 10 位以内をめざすとともに、各競技団体の現状に即した効果的な強化対策に着実に取り組みます。
- ・ 三重とこわか国体における少年種別の選手（ターゲットエイジ）の多くが高校生となり、選手の顔ぶれが明らかになってくることから、これらの選手やチームに的を絞った育成・強化を図ります。
- ・ トップアスリートの県内定着を進め、本県のチーム・選手団を完成させるとともに、競技用具や練習環境の整備など確実に勝てる体制づくりを進めます。
- ・ 県民の皆さんの三重とこわか大会への関心を高めるとともに、とこわか運動（県民運動）への参画を促し、県民力を結集した大会につなげていくため、三重とこわか大会から新しく正式競技となるボッチャの交流大会「三重とこわかボッチャ杯（仮称）」を開催します。また、三重とこわか大会において、誰もが楽しめる情報環境を整備するため、ICT を活用した支援ツールの実証実験を行います。
- ・ 県内初の J リーグクラブの誕生に向け、「J クラブ誕生とスタジアム建設を推進する県民会議」の議論に積極的に参画し、「官民一体」「オール三重」で取り組んでいきます。また、県内では、女子サッカーやラグビー、ハンドボールなど、全国でトップレベルの活躍をしているチームがあり、これらのチームの情報発信などを行い、支援していきます。

3 政策展開の基本方向に沿った取組

「2 注力する取組」に加え、「みえ県民カビジョン」の政策展開の基本方向に沿ってそれぞれの取組を推進していきます。

(1) 守る

豊かな自然環境の中で、人と人、人と地域、人と自然のつながりを大切にし、命と暮らしの安全・安心が実感できる三重をめざします。

<みえ県民カビジョン>

防災・減災、国土強靱化

- ・ 南海トラフ地震に備えるため、市町と連携して南海トラフ地震臨時情報への対応等に関する普及啓発を進めます。また、「自助」「共助」の活性化に向けて、「みえ防災・減災センター」と連携した人材育成の推進、学校における防災教育の推進に取り組むとともに、「公助」の充実に向けて、市町における受援体制整備やタイムライン策定の支援、乳児用液体ミルクや携帯・簡易トイレなど発災初期に必要な備蓄の確保に取り組めます。

命を守る

- ・ 「第7次三重県医療計画」の中間見直しに取り組むとともに、医師不足地域等の医療提供体制の充実を図るため、ICTを活用したネットワークの構築を進めます。また、医療機関等の看護職員不足の解消を図るとともに、救命救急センターの運営やドクターヘリの運航等を支援します。さらに、県内医療機関における医療安全体制の推進のために必要な支援を行うとともに、引き続き、市町が実施する子ども・一人親家庭等・障がい者医療費助成事業を支援します。
- ・ 「第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画」を策定するとともに、在宅医療・介護連携の推進や地域包括支援センターの機能強化、介護予防・自立支援の取組の推進に向け、研修会の開催やアドバイザーの派遣等を行います。
- ・ がんに対する正しい知識の普及を進め、治療と仕事が両立できる環境の整備に取り組めます。また、蓄積されたがん登録情報をもとに、施策の検討及び効果の検証を行います。
- ・ 糖尿病予防についての普及啓発や慢性腎臓病（CKD）対策を引き続き実施するとともに、生活習慣病予防や健康の保持増進のため、市町を支援します。また、地域口腔ケアステーションの機能充実を図るとともに、医療費助成制度の円滑

な運営や骨髄提供しやすい環境づくりを行います。

共生の福祉社会

- ・ 新たな「三重県地域福祉支援計画」に基づき、地域における支え合い体制づくりに向けて、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりや、判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らすための日常生活自立支援などに、市町と連携して取り組みます。
- ・ 障がいを理由とする差別の解消に向けて、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発や、相談対応、紛争解決を図るための取組を進めます。また、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応に取り組みます。
- ・ 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実を図ります。
- ・ 新たな「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親登録者の増加をめざし、里親制度の周知を行うとともに、里親の養育技術の向上等に取り組み、里親委託をより一層推進します。また、児童養護施設等の小規模化・多機能化等を促進します。

暮らしの安全を守る

- ・ 県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会の構築に向け、市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等との連携による犯罪防止に向けた取組を推進します。また、重要犯罪をはじめ、県民の皆さんに不安を与える各種犯罪の徹底検挙を図ります。
- ・ 性暴力被害者や DV 被害者、予期せぬ妊娠などで不安を抱える若年妊婦等が、ひとりで悩みを抱え込むことがないように、令和2年3月に試行的に実施した合同 SNS 相談の効果や課題を検証し、利用者がより一層安心して相談できる体制について、関係機関等と丁寧な議論を行いながら検討を進めます。
- ・ 飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診義務の通知を行うなど、飲酒運転根絶に向けた取組を推進するとともに、「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」の次期計画の策定に向けた検討を行います。
- ・ 消費生活相談における高齢者からの相談割合が増加していることや、民法改正により令和4年4月から成年年齢が引き下げられることを踏まえ、消費者啓発・消費者教育の取組を強化するとともに、県内どこに住んでいても質の高い消費生活相談が受けられるよう、市町と連携して県全体の相談対応能力の向上を図ります。

- ・ 医薬品等の品質及び安全性の確保や適正使用の推進に取り組むとともに、薬剤師の確保支援を進めます。また、若年層に向けた薬物乱用防止と献血の普及啓発を進めます。
- ・ 食の安全・安心を確保するため、関係団体と連携し、食品表示の適正化等に取り組むとともに、食品事業者の HACCP¹⁰に沿った衛生管理の取組を支援します。また、高病原性鳥インフルエンザや CSF 等家畜伝染病の発生防止に向けて、生産者に対する飼養衛生管理基準の遵守・徹底を指導するとともに、防疫体制の強化に取り組めます。
- ・ 感染症の予防や感染拡大防止に向けて、知識の普及啓発に取り組むとともに、保健所等関係機関が迅速に対応することにより、感染拡大を防止します。また、結核患者の早期発見や適切な治療につなげるための支援を行うとともに、風しん・麻疹対策に係る研修会の開催や無料の風しん抗体検査を推進します。
- ・ 野生鳥獣による被害の減少に向けて、体制づくりや被害防止、生息数管理を実施する中で、特に捕獲を強化し、効果の高い取組にしていきます。また、獣肉等の利用促進に向けて、「みえジビエ」のさらなる安全性や品質の確保、県内全域の安定供給体制の構築に取り組むなど、総合的な鳥獣害対策を実施します。

環境を守る

- ・ 産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期対応を進めるため、産廃条例等に基づき監視指導を行うとともに、不適正処理 4 事案については、令和 4 年度末までに対策工事を完了させるとともに、その効果を確認するため、モニタリングを実施します。また、RDF（ごみ固形燃料）製造団体の新たなごみ処理体制への円滑な移行のため、ポスト RDF に向けて必要となる施設整備に対する支援等を行います。
- ・ 生物多様性や豊かな自然環境を守るため、「第 3 期みえ生物多様性推進プラン」に基づき、保全上重要な地域の明確化や希少野生動植物、里地・里山・里海の保全活動等を進めるほか、自然公園や自然歩道、三重県自然環境保全地域等の適正な維持管理に取り組めます。
- ・ 大気環境と水環境を保全するため、工場等への立入検査を行い、法令遵守の徹底等を図るとともに、第 8 次水質総量削減計画に基づき、伊勢湾への汚濁負荷削減に取り組むほか、生活排水処理施設の整備を促進します。また、海岸漂着物対策については、複数自治体で連携して展開します。

¹⁰ HACCP : Hazard Analysis Critical Control Point（危害分析重要管理点）の頭文字。食品の製造において、施設の清掃や食品取扱者の衛生管理等の従来的一般衛生管理に加え、製造の工程ごとに微生物や異物混入の危害があるか分析し、管理することで食品の安全性を高め、食中毒等の被害を未然に防ぐ衛生管理方法。

(2) 創る

一人ひとりが個人として尊重され、個性や能力を発揮して夢や希望の実現に挑戦でき、生きがいと地域の活力を実感できる三重をめざします。

<みえ県民カビジョン>

人権の尊重とダイバーシティ社会の推進

- ・ 差別のない人権が尊重される社会の実現に向け、さまざまな主体とも連携しながら、人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。
- ・ 男女共同参画に係る施策を総合的に推進するとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正を踏まえ、中小企業等における一般事業主行動計画等の策定を支援し、女性が活躍できる環境整備を促進します。

学びの充実

- ・ 子どもたちの知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」を育むため、一人ひとりの学習内容の理解と定着を図る取組を推進します。また、「豊かな心」を育むため、道徳教育の推進体制の充実を図り、子どもたちの道徳性を養うとともに、子どもたちが読書経験や本の楽しさを伝え合う取組等をおして、読書習慣の定着を図ります。さらに、「健やかな身体」を育むため、遊びやスポーツの機会の拡充をおして、運動に親しむ習慣の定着と体力の向上に取り組みます。
- ・ 変化が激しく予測困難な社会にあっても、子どもたちが社会の一員として自覚と責任を持ち、主体的に行動できる力を育みます。また、英語教育や郷土教育を推進し、世界や地域で活躍できるグローバル人材の育成や、地域や企業と連携したキャリア教育を推進するとともに、ICT環境の整備などに取り組み、超スマート社会（Society 5.0）に対応できる力を育みます。
- ・ 特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの学びを支える教育を推進するため、「パーソナルファイル」を活用して支援情報の確実な引き継ぎを進めます。また、子どもたちが地域で豊かに自分らしい生活ができるよう、発達段階に応じた組織的なキャリア教育を進めるとともに、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが授業で共に学ぶことや行事等の交流活動を進めます。
- ・ 「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめがなくなることをめざして社会総がかりで取り組むとともに、学校や家庭、地域、関係機関が連携して、不登校

の状況にある子どもたちへの支援や通学路等の安全確保、インターネットトラブルの防止に取り組み、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを進めます。また、県立高校の施設について、安全面を最優先にして計画的に外壁等の老朽化対策を進めるとともに、普通教室棟の必要なトイレ全ての洋式化改修工事を令和6年度までの計画で着手するなど、設備面での機能向上にもあわせて取り組みます。さらに、全ての普通教室に空調設備が整うよう、空調設備が未整備の普通教室において空調整備工事を実施します。

- ・ 学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進めるため、コミュニティ・スクールの仕組みを導入する市町や学校の拡充に取り組むとともに、県立高等学校の特色化・魅力化を進めます。また、教職員の資質向上を図るため、計画的な研修を実施するとともに、働き方改革を推進し効果的な教育活動ができるよう、専門スタッフや外部人材等の配置を進めます。さらに、私立学校に対して、個性豊かで多様な教育が推進されるよう支援します。
- ・ 「高等教育コンソーシアムみえ」の取組等を推進して、県内高等教育機関の一層の魅力向上、学びの選択肢の拡大を図ります。また、「みえ地方創生多分野産学官連携推進協議会」等のネットワークを活用して、産学官が分野の枠組みを越えて連携した取組を推進します。
- ・ 「新しいみえの文化振興指針」に基づき、次代を担う若い世代や文化振興を担う専門人材の育成に取り組みます。また、各県立文化施設が多彩で魅力的な公演や展示、講座等を開催しつつ、文化交流ゾーンが県民の皆さんの学び・体験・交流の場となるよう、その構成施設が連携・協力し情報発信や事業の展開に取り組むことにより、三重の文化の魅力を発信します。さらに、「三重県公文書等管理条例」に基づき、歴史資料として重要な公文書等（特定歴史公文書等）を総合博物館で保存し、県民の皆さんの利用促進を図ります。

希望がかなう少子化対策の推進

- ・ 企業や団体、関係機関等と連携したイベントや講演会の開催などの取組を実施し、少子化対策の推進や子どもの育ち・子育て家庭を応援する気運の醸成に取り組みます。
- ・ 結婚を望む人に対し、ニーズに応じた出会いの場などの情報提供を行うとともに、各地域において結婚を応援する取組が広がるよう支援します。また、妊娠・出産から育児に至るまで、切れ目のない母子保健サービスが提供されるよう、人材育成など各市町の実情に応じた母子保健体制の構築を支援します。さらに、予防可能な子どもの死亡を減らすため、死因を多角的に究明して効果的な予防対策を検討します。
- ・ 幼児教育の水準の維持向上、園児の就園上の経済的負担の軽減、幼稚園教諭の

処遇改善等のため、私立幼稚園等を設置する学校法人に対し、補助単価を大幅に引き上げて経常費の一部を助成します。

- ・ 就学前教育等を担う人材の資質向上を推進するとともに、地域の実情に応じたさまざまな子ども・子育て支援の取組を実施する市町を支援します。
- ・ 令和元年8月に締結した「発達に課題を有する子どもなどへの支援等に向けた包括連携に関する協定」に基づき、発達障がい児等への支援に向けて先進的な取組を行っている民間企業との協働により、人材育成のノウハウや支援技術の交流等を行います。

三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進

- ・ 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催を通じて培う有形・無形のレガシーを活用し、あらゆる世代が運動・スポーツに参画（「する」「みる」「支える」）できるよう、機運醸成に取り組めます。
- ・ 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催で高まるスポーツへの関心を運動・スポーツ実施率の向上につなげるため、自転車通勤やひと駅歩きなど、手軽に始められる健康習慣も運動の一つであることを意識付けるような啓発を行います。
- ・ 三重とこわか国体・三重とこわか大会で活躍する選手が地域スポーツの場で活躍するための環境づくりや、両大会に関わる皆さんが地域を担い、大会誘致や交流促進に取り組むための支援など、スポーツによる活気あるまちづくりをあらゆる関係機関と連携しながら進めます。
- ・ 障がいのある人の自立と社会参加及び障がいに対する理解を促進するため、三重県障がい者スポーツ大会や三重県ふれあいスポレク祭を開催するとともに、三重とこわか大会に向けて、選手や競技団体の育成や、障がい者スポーツ指導員等の障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組めます。

地域の活力の向上

- ・ 南部地域においては、南部地域活性化基金等を活用し、南部地域の市町が連携して行う、若者の働く場の確保や暮らしやすい地域づくりに向けた取組を支援するとともに、地域おこし協力隊等の人材育成に取り組めます。
- ・ 東紀州地域においては、熊野古道を核とする地域の資源や魅力を生かして、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るとともに、郷土への愛着心と誇りを育み、地域の担い手となるひとづくりに取り組めます。
- ・ 農山漁村の振興を図るため、地域資源を活用した新たなビジネスの創出、農山

漁村が有する多面的機能の維持・発揮に向けた支援を行うとともに、農業用ため池、排水機場等のハード対策とソフト対策を併せた防災・減災対策を推進します。

- ・ 持続可能で活力ある地域社会の実現に向けて、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、持続可能な地域コミュニティづくりなど地域課題の解決に取り組みます。また、市町が、行政事務を効率的かつ適正・的確に処理するとともに、健全で安定的な財政運営を行うことができるよう、必要な助言や情報提供等による支援を行います。さらに、過疎・離島・半島地域については、地域の自立促進、活性化に向けて、それぞれの計画等に基づき支援します。加えて、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和2年度末で期限を迎えることから、新たな法制定等について、市町と連携し、国等に働きかけていきます。

(3) 拓く

地域の資源や特性を生かし、新しい産業構造を拓くことにより、多様な就業機会に恵まれた経済の躍動を実感できる三重をめざします。

<みえ県民カビジョン>

持続可能なもうかる農林水産業

- ・ 農林水産業の振興に向け、水田のフル活用と優良種子の安定供給、担い手への農地の集積・集約化、TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）や日欧 EPA（日本 EU 経済連携協定）、日米貿易協定の発効等に伴う食のグローバル化に対応した競争力強化の取組を進めるとともに、利用期を迎えた森林資源を活用した持続可能な林業生産活動の促進、林業・木材産業の競争力強化と県産材をはじめとした木材利用の促進、水産資源の適切な保存・管理に基づく維持・増大や競争力のある養殖業の構築、産業としての成長を支える農林水産基盤の整備などを進めます。
- ・ 次代の農林水産業や地域の担い手を確保するため、インターンシップの実施や就業フェア等を通じた就業情報の提供、農業ビジネス人材を育成する「みえ農業版 MBA 養成塾」や若者の漁業への就業・定着を図る「漁師塾」の取組を進めるとともに、経営体の法人化や協業化など経営発展に向けた支援に取り組みます。
- ・ 農林水産業の国際認証取得に向けた取組を加速させるとともに、認証を取得した農林水産物の供給体制やプロモーションの強化等を図り、国内外における販路開拓・拡大を進めます。

- ・ 県産農林水産物のブランド力向上を図るため、「三重ブランド」をはじめとする県産農林水産物の見える化、情報発信のスマート化により、県内外への認知度向上に取り組みます。
- ・ 食育については、「第4次三重県食育推進計画」（令和3年度～7年度）を策定するとともに、市町等関係機関と連携してその推進に取り組みます。

強じんて多様な産業

- ・ 県内ものづくり企業の技術的課題の解決、技術力向上の支援、次世代自動車や航空宇宙分野への参入促進に取り組むとともに、三重大学や東京大学等の県内外の高等教育機関との産学官連携の促進により、ものづくり産業の競争力強化や付加価値の向上につなげます。
- ・ 食関連産業を支える多様な業界や教育研究機関、行政等の関係者で構成する協議体により、食関連産業の人材育成・確保に取り組みます。また、新たな「三重県新エネルギービジョン」に基づき、地域との共生が図られるよう新エネルギーの導入を促進するとともに、エネルギーに関する啓発や技術開発支援を行います。
- ・ マイレージ制度を取り入れた企業投資促進制度を活用し、成長産業、マザー工場化、スマート工場化、研究開発施設、外資系企業の拠点などに関する県内投資への支援を行います。

世界の三重、三重から世界へ

- ・ インスタグラム等 SNS や動画を生かした国内外への情報発信、スマホ一つでお得に三重の旅が楽しめる「スマホでみえ得キャンペーン」等を進め、「客が客を呼ぶサイクル」を確立します。また、AI や ICT など新技術を生かし、快適に旅行ができる環境を整備します。あわせて、三重の特色を生かした国際会議等 MICE¹¹のさらなる誘致に取り組みます。
- ・ 伝統産業・地場産業における事業者の後継者育成やインバウンドの増加を見据えた商品開発・販路開拓の支援を行うとともに、「三重の日本酒」について、強力なプロモーションを継続し、一層の販路開拓及び認知度向上に取り組みます。
- ・ 伊勢志摩サミット記念館「サミエール」を活用した情報発信や「みえ国際ウィーク」などのポストサミット事業に取り組みます。また、本県とつながりのある海外大学の学生に短期インターンシップ等により本県を深く知っていただく

¹¹ MICE：企業等の会議（Meeting）、企業等が行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市・イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称のこと。

ジャパントリップの誘致を進めます。

多様な人材が活躍できる雇用の推進

- ・ 若者の安定した就労や職場定着に向けて、「おしごと広場みえ」を拠点とした総合的な就職支援サービスを提供するとともに、就職支援協定締結大学や経済団体等と連携し、U・Iターン就職を促進します。
- ・ 働く意欲のある女性や高齢者、障がい者、外国人等、誰もが意欲や能力を十分に発揮していきいきと働くことができる環境整備に取り組みます。

安心と活力を生み出す基盤

- ・ 道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、橋梁等道路施設について、計画的な点検、効果的・効率的な修繕を行うとともに、剥離が進んだ区画線の継続的な引き直しを実施するなど、適切な維持管理を進めます。また、道路施設の老朽化対策等を可視化する「維持管理の見える化」の取組を進めます。
- ・ 県民の皆さんや来訪者の移動に不可欠なバス、鉄道等の公共交通の維持・活性化、中部国際空港等の利用促進や二次交通の強化など、公共交通機関の利便性の向上を促進します。また、運転免許返納前の高齢者をはじめ、学生、子ども等を対象としたモビリティ・マネジメントを推進します。
- ・ 水の安全・安定供給のため、県営の水道及び工業用水道施設の耐震化や老朽化対策を計画的に進めます。また、南海トラフ地震等の大規模災害が想定される区域において、被災後の復旧・復興を迅速に進めることができるよう、地籍調査を推進します。

4 行政運営

令和2年度は、「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」の実現をめざして、Society 5.0 と SDGs の視点を取り入れ、新たに策定した第三次行動計画の各施策の目標達成に向けて、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」において残された課題や新たな課題に的確に対応するとともに、輝く未来、新しい時代への取組にも挑戦していきます。また、第三次行動計画と一体的に策定した第2期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標等の達成に向けて、人口減少に関する課題に多角的にアプローチし、課題解決を図るとともに、地域の自立的かつ持続的な活性化の実現をめざしていきます。さらに、教育を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて策定した新たな「三重県教育施策大綱」に掲げる基本方針に基づき、教育・人づくり政策の計画的な推進を図ります。

(行財政改革の推進)

「みえ県民カビジョン」に掲げた基本理念を実現するため、県政運営の変革を促進する「第三次三重県行財政改革取組」については、「スマート改革の推進」、「コンプライアンスの推進」、「持続可能な行財政運営の確保」を柱として、全庁的に推進します。

(1) スマート改革の推進

「挑戦する風土・学習する組織」づくりに取り組むとともに、真の働き方改革に挑戦し、職員が企画立案や県民の皆さんへの直接的なサービスの提供など、職員でなければできない業務に注力することで、県民サービスの向上につながるよう、生産性の向上と正確性の確保を両立するスマート自治体に向けた取組を進めます。また、組織的に業務を進める風通しの良い職場づくりに向けて、コミュニケーションの活性化に取り組めます。

とりわけ、スマート自治体の推進に向けては、スピード感を持って進めるため、令和元年度からAIを活用した議事録作成の試行、児童相談対応へのAI活用に向けた実証実験、RPAの実証実験・試行など、AIやRPA等新たな技術の活用に取り組んでいるところです。令和2年度は、スマート自治体をめざす取組を推進する司令塔として新たに設置した「スマート改革推進課」を中心に、AIやRPA等先進技術のさらなる活用や人材育成、モバイルワークの導入、ペーパーレス化の推進など、県民の皆さんにより多くの成果を届けられるよう、多様な取組をスマートに進めていきます。あわせて、ICTやデータを積極的に活用していくことにより、行政運営の効率化や県民の皆さんの利便性向上等を進めることを目的として「三重県官民データ活用推進計画（仮称）」を策定します。

また、県民の皆さんからの信頼回復と「挑戦する風土・学習する組織」、「時代の変化に的確に対応できる多様な人材の育成」に向けて、見直しを行った「三重県

職員人づくり基本方針」に基づき、自ら考え、未来を切り拓くための取組にも果敢に挑戦できる人材育成を進めます。

(2) コンプライアンスの推進

県民の皆さんからの信頼を回復し、より高めていくために、コンプライアンス推進体制を確立するとともに、職員一人ひとりのコンプライアンス意識や事務処理能力を高め、的確な業務の進め方を徹底するなど、全庁をあげてコンプライアンスの推進に取り組みます。また、令和2年4月から施行された「三重県公文書等管理条例」に基づき、適切な公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置を定めるとともに、公文書の廃棄にあたって、外部有識者で構成される県公文書等管理審査会の意見を聴取するなど、公文書の適正管理のさらなる徹底に取り組みます。

(3) 持続可能な行財政運営の確保

公債費や人件費の抑制など財政健全化の取組を進めてきた結果、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」に掲げる県債残高や、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に掲げる経常収支適正度の目標を達成するなど、成果が着実にあらわれてきていますが、引き続き、県財政の健全化に向けて、県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な行財政運営の確立に向けた取組を進めます。また、多様化する県民ニーズに応えられるよう、事業の構築等に県民の皆さんが参加する取組を実施するとともに、民間活力の導入などを含め県有施設の見直しの推進を図ります。

(令和2年度予算のポイント)

令和2年度当初予算の特徴は次の6点です。

- 昨年、県内外で発生した災害の教訓を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の取組をさらに推進。これらの取組により、公共事業費はリーマンショックによる経済対策も行った平成21年度当初予算以来の900億円台となる909億円を確保。
- 本県経済を支える中小企業・小規模企業が経済の下振れリスクを乗り越え、引き続き地域社会の持続的な形成や維持に重要な役割を果たすことができるよう、これらの企業への分厚い支援を実施。
- Society 5.0時代に向けて、県立学校でのICT環境の整備（全ての県立学校のICT環境整備を国の計画から2年前倒し）、空の移動革命等の次世代モビリティを活用した取組、データ利活用による課題解決、スマート自治体への転換などの取組を展開。
- 「誰一人取り残さない」ことを理念としたSDGsの視点を取り入れ、生きづらさを感じる人や活躍の場を求める人など、誰もが自らの希望の実現に向けて主体的に参画できる取組を推進。また、経済、社会、環境の諸課題を統合的に解決していく社会をつくるための取組を実施。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に合わせ、県民の皆さんにさまざまな形でスポーツへの参画機会を創出。この取組により機運醸成を図り、令

和3年開催の三重とこわか国体・三重とこわか大会につなげます。

- 県民の皆さんが予算編成に参画する県民参加型予算「みんつく予算」を初めて導入。経常収支適正度を100%以下に抑えるなど、財政健全化の取組を継続。

(令和2年度組織改正等のポイント)

令和2年度の組織機構及び職員定数については、スマート改革の推進や三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた体制整備も含め、所要の改正を行い、新たにスタートする「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」の目標達成に向け、社会経済情勢の変化や緊急課題への対応等も踏まえた県政の諸課題に的確に対応していきます。

また、組織で的確に業務を進めることを徹底するため、全庁的に組織運営の見直しを行い、県民の皆さんからの信頼をより高め、成果を届けることをめざします。

(1) 組織改正等の概要

○スマート改革の推進

- ・ 地域連携部「情報システム課」と総務部「行財政改革推進課」の業務を再編し、新たに「スマート改革推進課」を総務部に設置し、生産性の向上と正確性の確保を両立させたスマート自治体に向けた司令塔として積極的に取組を推進していきます。
- ・ AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の革新的な技術の発展に伴う産業構造や就業構造の転換、新事業の創出など、Society 5.0時代の到来を見据え、新たに「創業支援・ICT推進課」を設置し、創業・第二創業の支援やICT・データの利活用による産業振興を促進します。

○三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた体制整備

- ・ 両大会の開催を翌年に控え、開閉会式並びに競技御覧等のためにご来県される皇室への対応を万全とするため、戦略企画部に新たに「行幸啓課」を設置し、準備を行っていきます。
- ・ 国体・全国障害者スポーツ大会局の職員定数を増員し、両大会の準備・運営体制の強化を図るとともに、新たに副局長を設置し、競技力向上のさらなる取組強化及び局長を補佐し、局内を横断的に統括します。

○太平洋・島サミットの推進

- ・ 令和3年に志摩市で開催される第9回太平洋・島サミットの成功に向け、雇用経済部に新たに「太平洋・島サミット推進総括監」及び「太平洋・島サミット推進監」を設置するとともに、国際戦略課に「太平洋・島サミット推進班」を新たに設け、開催支援、県内機運醸成、情報発信等を着実に推進していきます。

○緊急課題等への対応

- ・ 「看護師確保対策監」、「地域医療推進課」の医師・看護師確保対策班及び「長寿介護課」の介護人材確保に係る業務執行体制を再編・統合し、新たに「医療介護人材課」を設置し、「三重県医師確保計画」に基づく取組を着実に進めるとともに、看護・介護人材の確保対策を一層推進します。
- ・ 年々増加・深刻化する児童虐待相談に的確に対応するため、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」も踏まえ、児童相談所の児童福祉司の定数を増員するなど、児童虐待対応力のさらなる強化を図ります。
- ・ 新たに「CSF対策プロジェクトチーム」を設置し、CSFの感染拡大防止や養豚農家に対する経営支援、風評被害対策、野生いのしし対策等の総合的なCSF対策を引き続き的確に推進します。
- ・ 「水産研究所」の研究体制を強化し、アコヤガイ・カキへい死の原因究明や被害防止・軽減対策を行うため、真珠及びカキの養殖研究や漁場環境・疾病研究に重点的に取り組めます。併せて本庁において、真珠及びカキ養殖の振興や経営体支援に取り組み、一体的にアコヤガイ・カキへい死対策の推進を図ります。
- ・ 県土整備部に新たに「水災害対策監」を設置し、気候変動に伴う豪雨等により頻発・激甚化が懸念される水災害に対し、的確な被害防止・軽減対策に取り組んでいきます。

○その他の組織改正

- ・ 「地域医療推進課」と「医務国保課」の2課を再編し、新たに「医療政策課」と「国民健康保険課」を設置し、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を一層推進するとともに、国民健康保険の財政運営等を的確に進めます。
- ・ 業務再編等を行ったうえ、「健康づくり課」を「健康推進課」に改め、県民の皆さんの主体的な健康づくりや企業等における健康経営の取組を一層推進します。
- ・ 「三重県公文書等管理条例」の施行に伴い、新たに文化振興課に「歴史公文書班」を、総合博物館に「歴史公文書室」を設置し、総務部とも連携して条例の一体的な運用を図り、歴史公文書に関する県民の皆さんからの利用請求に適正に対応していくとともに、その保存・管理を徹底します。
- ・ 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の施行に伴い、新たに「土砂対策監」を設置し、大気・水環境課で実施する許認可や廃棄物監視・指導課で実施する事業者に対する指導等の土砂対策業務を円滑に推進します。
- ・ 東紀州地域振興公社が一般社団法人化することに伴い、「南部地域活性化局次長」及び「東紀州振興課」職員を同公社に派遣し、「日本版DMO」として観光の産業化に向けた取組を強化します。
- ・ 「三重県水産業及び漁村の振興に関する条例」の施行に伴い、「水産資源・経営課」と「漁業環境課」の2課を、「水産振興課」と「水産資源管理課」に再編し、競争力のある養殖業の構築や多様な担い手の確保等及び水産資源の維持・管

理や漁船関係業務等を行います。

○効率的な執行体制

- ・ 津保健所及び伊勢保健所の総務企画室を保健衛生室に統合するとともに、「都市計画法」等に基づく開発許可権限を松阪市に移譲することによる業務縮小に伴い、松阪建設事務所において建築開発室を廃止（総務・管理室と統合）し、より一層簡素で効率的・効果的な組織体制を構築します。
- ・ RDF（ごみ固形燃料）焼却・発電の終了に伴い、三重ごみ固形燃料発電所を廃止します。

(2) 組織運営の見直し

県民の皆さんの信頼をより高め、求められる成果を届けるため、組織運営を見直し、組織で的確に仕事を進める仕組みを構築するとともに、新しいことにチャレンジするなど、「挑戦する風土・学習する組織」の実現に取り組みます。

○的確に業務を進めるための仕組みの構築

職員が仕事を個人で抱え込んでしまうことのないよう、複数の職員が関わるように業務分担及び執行体制を見直したうえで、業務のリーダー役として、本庁の班に「係長（主査級）」を、地域機関の課に「課長代理（主査級）」を新たに設置し、組織で仕事を進めることを徹底します。

○マネジメント体制の強化

本庁において、各課の業務内容や規模等を勘案し、課の運営が、より組織的に円滑に進む場合に、「副課長（課長級）」の職を配置し、課長のマネジメントを補佐します。

なお、同様の趣旨により、地域機関の一部に、新たに副所長（相当職含む）を配置します。

(ワーク・ライフ・マネジメントの推進)

職員一人ひとりのライフサイクルなどに応じて必要とされる活動にも的確に対応し、業務の選択と集中、効率的・効果的な業務遂行により、これまで以上に県民の皆さんにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立を積極的に推進します。

令和2年度は、職員一人ひとりがより一層主体的に取り組めるよう、ワーク・ライフ・マネジメントのめざす姿を共有したうえで、推進項目やツールの見直しを行うなど、重点化した取組を進めていきます。

5 県民の皆さんからの信頼をより高めるために～コンプライアンスの推進～

県民の皆さんからの信頼を回復し、より高めていくため、職員のコンプライアンス意識を向上させるとともに、的確な業務の進め方を徹底するなど、コンプライアンスの推進に取り組みます。

○知事部局等における取組

(1) コンプライアンス推進体制の確立

職場でのコミュニケーションを促進し、相互支援体制を強化することで、仕事を一人で抱え込まず、組織的に業務を進める風通しの良い職場づくりを進め、不適切な事務処理の防止につなげます。また、コンプライアンスの推進に継続的に取り組むことができるよう、コンプライアンス推進会議を定期的を開催します。

(2) コンプライアンス意識の向上

コンプライアンスミーティングの実施など、コンプライアンスを「自分事」と捉える仕組みを構築するとともに、業務のスピードと正確性のバランスを重視することや職員倫理を徹底し、職員のコンプライアンス意識を向上させ、不適切な事務処理や不祥事の防止につなげます。

(3) 的確な業務の進め方の徹底

職員研修の実施などにより業務に関する専門知識やマネジメントに関する能力を高めるとともに、内部統制制度の整備・運用などにより業務の手順やチェック方法を共有し、組織としての事務処理能力を向上させ、不適切な事務処理の防止につなげます。

○教育委員会における取組

(1) 服務規律の確保の徹底

教職員一人ひとりが常に自己の使命と職責の重大さを認識し、コンプライアンスを自分事として捉えることにより、教育に対する県民の皆さんの信頼の確保に努めるよう、各種会議や管理職による面談等、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正及び服務規律の確保を徹底します。

(2) コンプライアンス意識の向上

年次別研修や校内の研修等において、不祥事の未然防止やコンプライアンスについての研修を実施することにより、教職員のコンプライアンス意識を高めます。

(3) 行動計画に基づく取組の推進

県立学校は、各校で策定した「信頼される学校であるための行動計画」に基づき、学校全体で不祥事根絶及びコンプライアンス意識の確立に向け取り組みます。

○警察本部における取組

(1) 教育訓練課程における指導

新規採用者を警察学校に6～10 か月間入校させ、座学、討議、訓練のほか、福祉施設等の実習・見学を行い、誇りと使命感を持って国家と国民に奉仕すること、人権を尊重し公正かつ親切に職務を執行すること、規律を厳正に保持し相互の連帯を強めること、人格を磨き能力を高め自己の充実に努めること、清廉にして堅実な生活態度を保持することを指導します。

昇任者や専門業務分野の登用者も、中部管区警察学校や警察大学校の協力を得て、再教育をするとともに、部下の指導や組織の管理の要領を修得させます。

(2) 職場における指導

各所属において、OJTで法令の厳守や権限の濫用防止等を教育するとともに、年2回以上個別面談を行い、職務倫理や服務に関する考えを述べさせ、上司が指導・助言します。定例の朝礼等の機会を用い、幹部や部外有識者による講話を行います。職務倫理観を人事評価の対象とします。これらの取組を警察署の副署長（警視）又は警察本部の課・隊の次長（警視又は警部）を中心に管理させます。

(3) 厳正な監察の実施

国が任命する部長級（警視正）の首席監察官の下に監察課を置く専従の体制により、国家公安委員会規則等に定める要領に従い、全所属を巡回して、職務倫理と服務に関する取組や規律の保持の状況を厳正に確認し、是正指導を行います。中部管区警察局や警察庁による監察も行われます。

6 職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～

- ▶ 成熟した社会を迎え、多様化するニーズに対応した新しい三重づくりは、行政だけで進めていくことはできない。県民の皆さん一人ひとりが主体的に参画し、「アクティブ・シチズン」として力を発揮していただくこと、県民の皆さんの力を結集することが必要。
- ▶ 「協創」をキーワードに、県民の皆さんが「変化」と「成果」を実感できるよう、三重県職員は、日々の業務を行うにあたり、次の五つを「心得」とし、県庁全体が一丸となって取り組む。

心得1：まず目線を変える

- 自らも県民。県民としての目線や「肌で感じる」という原点に常に立ち返る。
- 業務を行うにあたり、「鳥の目」「虫の目」「魚の目」を常に意識。「鳥の目」は、空を飛ぶ鳥のように、高いところから大きな視点でものを見る目。「虫の目」は、虫が目の前の葉っぱを凝視するように、近くのを集中して見る目。「魚の目」は、魚が水の流れに乗りながら周りや行く先をうかがっているように、世の中の潮流を把握しようとする目。
※ 「鳥の目」「虫の目」「魚の目」：小笹芳央著『セルフ・モチベーション』より引用
- 危機管理においては、「このくらいなら大丈夫だろう」という楽観的な視点は禁物。「最悪の事態に発展するかもしれない」と、常に悲観的な想像力を働かせよ。
- 県民の皆さんは「アクティブ・シチズン」として新しい三重づくりの主体。行政サービスの「顧客」との概念に固執せず、むしろ「顧客」から「主体」へと目線の重点をシフトし、県民の皆さんと「協創」を。
- 市町は、住民に最も身近な自治体として、県とは異なる重要な役割を担っている。ともに県民の皆さんを幸福にするためのパートナーであり、決して「上から目線」に陥ることなく、真に対等な立場で「協創」を。
- 県内や組織内のみの内向きな目線から、世界や組織外へも視野を広げ、外向きの目線へ。三重県も世界の潮流の中に存在していることを常に意識。
- かけがえのない三重の豊かな環境を次世代に継承していくため、環境にやさしい仕事の進め方に絶えず見直しを。

心得2：「そもそも」の目的や大義と、実感される「成果」を常に意識

- 自分の仕事の「そもそも」の目的や大義などを常に意識。事業等を実施すること自体が目的となってしまう「やりました」「やっています」思考から脱しなければならない。
- 県政は、成果を県民の皆さんが実感できるものでなければならない。県民の皆さんにとっての「成果」とは何であるのかを見極め、それがきちんと県民の皆さんに届いているかという視点を常に持つ。

- 県民の皆さんとのコミュニケーションは協創の第一歩。県からの一方的なお知らせに留まらず、県民の皆さんの声を幅広く受信して意見やニーズを県政に反映させていくことを常に意識するとともに、県民の皆さんに県政情報をわかりやすく伝え、共有していく視点を大切にす。

心得3：現場重視とスピード感・正確性のバランスを考慮した的確な対処

- 職員一人ひとりが徹底的に現場を重視し、幅広い関係者（ステークホルダー）と向き合い、思いを共有し、積極的に関係を構築していく。県民の皆さんに最も身近な自治体である市町とも連携しながら、何が課題であるのか、課題解決に向けて何が求められているのかを的確に判断。
- 従来の行政の時間感覚のままでは、県民や企業の皆さんとの乖離が生じてしまう。必要な手続等を根拠なく省き正確性を損なうことなどがあってはならないが、何事もスピード感と正確性のバランスを考慮し、タイミングを逃さず、的確に対処。

心得4：県庁全体の組織力と職員力の磨き上げ

- 時代の変化に対応できる専門性と、現場を重視し、県民の皆さんとの「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけた職員となる。
- 部局間の縦割り打破。「部局益を忘れ、県益を想え」との意識（参考：「後藤田五戒」）。常に県民の皆さんのためになっているかという視点で自分を見つめ直す。
 - ※ 「後藤田五戒」とは、元内閣官房長官の後藤田正晴氏が当時の内閣官房職員に対して発した言葉とされる。具体的には、「1. 省益を忘れ、国益を想え」「2. 嫌な事実、悪い報告をせよ」「3. 勇気を以(もつ)て意見具申せよ」「4. 自分の仕事で非(あら)ずというなかれ、自分の仕事であるという争え」「5. 決定が下ったら従い、命令は直ちに実行せよ」。：佐々淳行著『平時の指揮官(リーダー)・有事の指揮官(リーダー)』より引用
- チームワークを重視。一人で抱え込む必要はない。職員間のコミュニケーションを活発にすることにより、県庁全体としての組織力を高めていく。「話し合い、磨き合い、支え合い」の職場を。まずは挨拶から。挨拶さえできなくては職場のコミュニケーションなど程遠い。

心得5：恐れず、怯まず、変革を

- 変化が非常に激しい中であっても常にコンプライアンスを意識し、三重らしさや地域の特性を大切にしながら、「変えてはいけないこと」、「変えてもいいこと」、「変えなくてはいけないこと」を職員一人ひとりが判断し、職務を遂行していく。
- 変えることによるリスクより、変えないことや放置することによるリスクの方が大きい時代。特に、「変えなくてはいけないこと」については、失敗を恐れて放置するのではなく、変革に向けて果敢に挑戦していく。

一人ひとりの職員が上記五つの「心得」を着実に身につけることにより、

①職員の意識・行動や組織文化の変革（＝パーソナル・イノベーション）

②業務の手法やスピードの変革（＝プロセス・イノベーション）

③アウトプットである政策・事業の変革（＝ポリシー・イノベーション）

につなげる。この「3 P I 運動」に取り組むことで、県民の皆さんに幸福を実感していただける新しい三重づくりを実現できる県庁に変わる。

7 みえスマート改革宣言2020

「三重県をもっとすばらしい県にしたい。」
すべての三重県職員が、この思いを持ち続けたい。
もっと、県民のために。未来の三重県のために。
そのために、スマート改革を始めます。

目的

職員の働き方を本質から改善し、職員一人ひとりの意欲・能力を高めることで、組織全体の力の向上を図り、県民の皆さんにより多くの成果を届けられるよう、「スマート改革」を進めます。

将来に向けて、県庁が自ら率先して「スマート改革」に取り組み続けることで、適切な県民サービスの提供を継続できる組織、時代の変化をとらえ県民サービスを進化させることができる組織、県民とともに新たな価値を創造できる組織となることをめざします。

「スマート改革」3つの取組

○ 職員のかでスマート

組織全体で「人」をより大切に育てるという意識のもと、「時代の変化に的確に対応できる多様な人材」と「挑戦する風土・学習する組織」に向けた人づくりに取り組みます。

○ 新たな技術のかでスマート

AI・RPA等の先進技術を活用し、生産性の向上と正確性の確保を両立させたスマート自治体をめざします。

○ コミュニケーションのかでスマート

職場でのコミュニケーションを促進し、仕事を一人で抱え込まず、組織で仕事を進めることのできる風通しの良い職場づくりを進めます。